

戦時統制下の神田神保町古書店の研究

— 組合組織と公定価格制を中心にして —

1. はじめに
2. 戦時統制強化の過程
 - 2-1 商業報国会と商業報国運動
 - 2-2 商業報国運動への商業組合の利用
 - 2-3 配給統制・価格統制・小売業整備
3. 戦時統制下における組合組織の改組
 - 3-1 同志会・任意組合から準則組合へ
 - 3-2 商業報国会の結成と商業組合への改組
 - 3-3 戦時統制強化と統制組合への改組
 - 3-4 統制組合の解散
4. 価格統制の強化と公定価格制
 - 4-1 「九・一八価格」(停止価格)の設定
 - 4-2 公定価格の改定
 - 4-3 統制組合の下での価格統制
5. 戦時下の神田神保町の商業報国運動と街並み変化
 - 5-1 商業報国運動・勤労奉仕等への動員
 - 5-2 戦災による街並み変化
 - 5-3 現在につながる社会ネットワーク
6. 結び

渡辺達朗 専修大学商学研究所所員

専修大学商学部教授

山崎万緋 専修大学商学研究所準所員

専修大学大学院商学研究科博士後期課程

A Study on Kanda Jimbocho Booktown
under the Wartime Controls :
Focusing on the Commercial Associations
and the Official Price System

Tatsuro Watanabe
Mai Yamasaki

戦時統制下の神田神保町古書店の研究

－組合組織と公定価格制を中心にして－

1. はじめに

石原(2022a)は、第二次世界大戦の太平洋戦争開始前から始まる戦時経済統制によって、自由な取引を前提としていた事業者の活動が、機械的な「配給機構」へと組み替えられていく過程について、膨大な資料に基づいて明らかにした。そこで注目されたのは、国民生活に対する消費規正の強化と、配給統制から価格統制、小売業整備への段階的な統制強化である。研究対象とされたのは、1937(昭和12)年7月の日中戦争開始から1945(昭和20)年8月の敗戦までの8年間であった。ただし、1941(昭和16)年の太平洋戦争開始以降は徐々に資料が少なくなり、1944(昭和19)年はほとんどの資料の入手が困難になったという。

筆者らは、この間、神田エリアの古書店を中心とする専門店街の形成、展開といった変遷に焦点を合わせて研究してきた(山崎・渡辺, 2021、山崎・渡辺, 2022、山崎・渡辺, 2023)。その主要な対象期間は、明治初頭の形成期から太平洋戦争開始前、および1945(昭和20)年の敗戦から現在までとなっていたが、本稿では、石原の研究に触発され、戦時統制下の神田エリア、とりわけ神田神保町(以下では「神保町」と略記することがある)の古書店街を研究対象としたい¹。神保町書肆街に関する最も包括的な研究の2つとして脇村(1979)、鹿島(2017)があげられるが、これらにおいても戦時統制下については、ほとんど触れられておらず、研究の空白を埋める意義がある。また、戦時下の流通に関する研究として風呂(1992);(2009)が知られているが、そこでは特定の業種や商品を掘り下げることは行われていない。なお、本稿では、戦時統制の諸側面のうち、石原(2022a)では重要な論点の1つとされた消費規正の側面は、すぐ後で述べる古書という商品の特徴も関係して議論の対象としない。

石原の研究は、食料品・日用品、衣料品といった、いわば生活必需品類を主要な対象にしたのに対して、古書店はいつてみれば奢侈品あるいは不要不急の品に分類されるものを

¹ 石原(2022)の内容と特徴については、渡辺(2023a);(2023b)を参照されたい。これらのうち、渡辺(2023a)では3つの論点を巡って議論した。その論点とは、(1)歴史研究の意味について、(2)「研究の社会性」について、(3)「歴史的事実」なるものを誰が語ったのかの検証の重要性である。本研究においても、これら論点を常に念頭に置いていることをあらためて確認しておきたい。

取り扱っている。そのため、戦時経済統制の影響は食料品等の生活必需品の取扱店とはまったく異なる様相を呈していた。ちなみに直近の例でも、コロナ禍の下で、2020年4月7日に発令された最初の緊急事態宣言において、古書店は不要不急の業種に分類され、補償付きで休業要請に対象になったが、新刊書店は不要不急ではないとして休業要請の対象とならなかった。戦時下においても、生活必需品の取扱店はもちろん、古書店と新刊書店とでも統制の影響は微妙に異なっていた。

そこで本稿では、東京都古書籍商業協同組合第一支部（現在の神田支部に相当）による神田古書籍商史編纂会（1964）や、東京都古書籍商業協同組合（1974）などといった当事者の証言に基づく資料を中心にして、神保町の古書店および古書店街に戦時統制がどのように及んだのかの実態を明らかにすることを目的とする²。その際、生活必需品類とはもちろんのこと、新刊本とも異なる古書の特徴、すなわちそれぞれの商品が質的に均一に規格化された量産品ではなく、同一タイトルであっても、基本的に一品一品が質的に異なる一点ものであるという特徴が、戦時下におけるモノ不足と物価高騰対策を目的とする統制の方法を考えるうえで重要であることを確認しておきたい。こうした古書の特徴から、統制は配給統制や切符制といったいわば間接的方法から価格統制という直接的方法へと段階的に強化されるのではなく、同一タイトルでも質的に異なる品の最高価格を公定価格として定める価格統制という直接的方法に、いきなり頼ることになる。

具体的な研究課題として、以下を設定する。第1の研究課題は、もともと任意組織として結成された古書店の団体が、公定価格制といった直接的方法による戦時統制の実行組織として商業組合、統制組合へと編成替えされてきたのか、その過程で古書独自の市場である「市会」ないし「交換会」と組合組織との関係はどのように再編されてきたのかを明らかにすることである。また、第2の研究課題として、モノ不足と物価高騰への対策という観点から重要課題の1つとなった公定価格制に対して、古書店および組合組織がどのように向き合ったのかについて検討する。

以上を通じて、付随的に次のことにも言及していきたい。すなわち、戦時統制下の神保町の古書業界において、どのような人々がどのような人間関係ないし社会ネットワークを織りなしながら活動していたのか、あるいは戦時下における神保町周辺の街並みがどのよ

² 文献からの引用に際し、仮名遣いは原文に従ったが、旧漢字の多くを新漢字に改め、和数字はアラビア数字に改めた。公文書等で片仮名表記となっているものについては、タイトルを除き、すべて平仮名に改めた。また、人物については敬称を省略した。

うに変化したのかについてである。

前者は、本業である古書店の経営および組合活動と並行して、戦時統制下ならではの地域活動として商業報国運動や勤労奉仕等に動員されていた状況の検討をつうじて確認していきたい。また、後者の街並みについては、神田エリアのほとんどは空襲による戦災によって一面焼け野原になったといわれるが、神田神保町の現1丁目から2丁目の南側道路沿いの、いわゆる老舗古書店が並んでいるあたりは、奇跡的に戦火から免れた。そのため、ロシアの東洋学者セルゲイ・エリセーエフがマッカーサー（連合軍最高司令官）に「進言」したからとか、アメリカの美術史家ラングドン・ウォーナーが作成した「空爆すべきでない151の日本の文化財リスト」の影響とかといった説が都市伝説的に語り継がれている³。これらの真偽はともかく、神保町の戦災の実際を含む街並みの変化を当事者の証言から確認しておきたい。

本稿の構成は、以下のとおりである。2節では、戦時統制が強化される過程の組合組織や公定価格制の変遷などについて、古書店業界に限らない一般的なレベルで確認する。3節では、主として第1の研究課題に対応して、戦時統制の強化に伴って組合組織がどのように変遷したか、組合本部と市会・交換会との関係がどう変化したかを検討する。4節では、主として第2の研究課題に対応して、公定価格制による価格統制の変遷について後付け、その有効性について検討する。5節では、付随的な研究課題に対応して、戦時下の神保町における人間関係やまち並みの変化について取り扱う。6節は結びである。

2. 戦時統制強化の過程

2-1 商業報国会と商業報国運動

太平洋戦争開始前から、戦時統制がどのように強化されてきたのかについて、一般論として簡単に整理しておこう。まず統治機構の側面で注目すべきは、次のことである。すなわち、1937（昭和12）年7月の盧溝橋事件を契機とする日中戦争突入後すぐに、政府は国民精神総動員運動を開始し、さらに太平洋戦争に突入するとともに、政界・産業界・国民生活を巻き込んだ大政翼賛会による翼賛政治体制への再編成を強行した。その意義につい

³ 例えば近年では、エリセーエフについては、地域ミニコミ誌『お散歩神保町 Web』2019年4月7日号「編集室だより」で言及されており、ウォーナーについては、ドキュメンタリー映画『ウォーナーの謎のリスト』（金高謙二監督、2016年製作）でとりあげられている。

て、『日本大百科全書（ニッポニカ）』の「大政翼賛会」の項の解説が参考になる。少し長くなるが引用する⁴。

東条内閣は太平洋戦争の初戦の勝利の圧力を利用し、1942年4月翼賛選挙を実施して翼賛政治体制の確立を図るとともに、6月大日本産業報国会、農業報国連盟、商業報国会、日本海運報国団、大日本青少年団、大日本婦人会の官製国民運動六団体を翼賛会の傘下に収め、8月町内会と部落会に翼賛会の世話役（町内会長・部落会長兼任、約21万人）を、隣組に世話人（隣組長兼任、約154万人）を置くことを決定した。しかも町内会などの末端組織は生活必需品などの配給機構を兼ねており、全国民は日常生活まで内務官僚と警察の支配を受けることになった。

これらのうち商業報国会は、神保町の古書店における戦時統制の強化に際しても重要な役割を果たした。商業報国会は、上記のように大政翼賛会が傘下に収めた官製国民運動6団体の1つであるが、産業報国会など他の団体が政府の指導によって結成された国策団体であるのに対して、この団体は全く異なるかたちでスタートした。すわなち「民間の商業者の中の有志により発起され、組織化され、運動となってゆき、それが契機となって、全国的組織に展開」した団体であり、「有志による発起」の狙いは、配給統制を乱す闇価格、闇取引の横行、私腹を肥やす多くの商人たちに対抗して、少ない商品を公平に分ける「正しい商人」「正しい商売」を貫こうとしたところにある⁵。その運動は、1939（昭和14）年に喜多村実⁶らが東京で結成した日本商業報国隊を皮切りに全国に広がった。

2-2 商業報国運動への商業組合の利用

こうした「下からの運動」の盛り上がりを受けて、同年、商工省では商務課長安田元七が商業組合中央会機関誌の『商業組合』6月号に「商業報国運動を提唱す」との文章を寄稿し、同中央会は早くも同年10月1日から1週間、全国で商業報国週間を実施することを決めた。こうして、商業報国運動は各地の商業組合を母体とすることによって、政府の戦

⁴ 『ニッポニカ』は『日本大百科全書』（1984～1994刊：全26巻）をベースに、毎月定期更新されているデジタル版「百科事典」。本項執筆担当は木坂順一郎。

⁵ 以上は、公開経営指導協会（1979）、pp.2～3による。

⁶ 当時、オリオン堂用品店店主で、日本最初期のチェーンストアづくりに尽力し、戦後は公開経営指導協会理事長として小売店の納税問題に取り込んだ。公開経営指導協会（1979）、p.11、および「デジタル版 日本人名大辞典+Plus」による。

時経済統制の綻びともいえる闇価格、闇取引の撲滅、統制強化を掲げる官製の商業報国運動として全国に波及し、翌1940（昭和15）年には、東北、北海道をはじめとする全国的な商業報国運動協議会が開催され、11月には日本商業報国会中央本部が発足した。さらに開戦後の1942（昭和17）年には、同中央本部が全面的に改組され、官僚が指導的立場に立つ国策団体となり、空襲が激しくなる1943（昭和18年）から配給挺身隊として地方長官の下部機構化し、最後には「本土決戦要員」の国民義勇隊（ないし義勇奉公隊）に編成替えされ、最終的に1945（昭和20）年6月29日、日本商業報国会は解散した⁷。

官製の商業報国運動の母体として利用された商業組合は、もともとは1932（昭和7）年9月に、中小事業者に対する振興策として制定された商業組合法に根拠をもつ組織である。同法制定の背景について、通商産業省（1964）は、次のように説明している。中小工業および中小輸出業者の支援・統制は1925（大正14年）制定の重要輸出品工業組合法および輸出組合法によって、かなり進んでいたのに対して「中小商業の統制組織としては明治期からの同業組合があるのみで、みるべき対策がなされていなかった」（「同業組合」については後述参照）。そうした中で、世界大恐慌（1929年）を経た昭和恐慌（1930～31年）等の影響を受けて「中小商業の窮乏化」がいつそう促進され、「中小事業者を孤立分散化させたまま無統制の状態におくことの弊害が指摘され」たことから、同法制定にいたったという⁸。

その後、商業組合法は1938（昭和13）年に改正され、商業組合の事業範囲の拡張と統制強化、およびそれに関連して監督規定の整備、地区および商店街組合の設立条件の緩和、従来任意団体であった商業組合中央会の法人化などが実施された⁹。1939（昭和14）年12月末現在で、商業組合数は5,328組合、組合員数39万9,000名と組織化が進んでいた¹⁰。この改正が商業組合を商業報国運動に駆り出すことにつながったものと推察される。

2-3 配給統制・価格統制・小売業整備

以上のように事業者および事業者団体が、大政翼賛会と軍部が結託した翼賛政治の統治機構に組み込まれるのと並行して、戦時下の経済統制政策が進められた。以下、石原（2022a）

⁷ 以上は、公開経営指導協会（1979）、pp.3～4、pp.108～116、pp.174～190による。石原（2022）、pp.267～268にもほぼ同様の説明がある。

⁸ 通商産業省（1964）、p.96。

⁹ 通商産業省（1980）、pp.230～233。

¹⁰ 公開経営指導協会（1979）、p.113。

の叙述を参考にして、経済統制の段階的な強化の過程について確認する。

1938（昭和13）年1月、軍需物資と民需物資をどのように調達するかにかかわる第1回物資動員計画が閣議決定され、4月には国家総動員法が制定された。しかし、国内外の情勢変化によって、一度決めた物資動員計画は破綻し、計画修正が繰り返され、有名無実化した。そのため生じた物資不足に対応するために、消費節約が訴えられる一方で、廃品回収と金属類回収が限界まで進められるとともに、国産品愛用運動、さらには国産代用品愛用運動が展開された。こうした消費面での政策と同時に、1941（昭和16）年物資統制令の下で配給制と切符制の導入がはじまる。両者は相互補完的な関係にあり、流通過程を生産段階と消費段階をつなぐ単なるパイプとするとともに、品目ごとの標準化、規格化を背景に切符の点数が設定され、事業者の競争や創意工夫、ブランディングなどを無意味化していった。

これらに加えて、価格統制も強化された。国家総動員法に基づいて、1939（昭和14）年10月18日、価格等統制令が発出され、政府が物価統制すなわち物価高騰対策のために指定した物品の最高販売価格を設定できる公定価格制が導入された。これは前月の9月18日の価格を最高価格として値上げを禁じたことから「九・一八停止令」ないし「九・一八価格」とも呼ばれた。戦況の悪化、物資不足の深刻化とともに指定物品は拡大され、市場価格が全面的に停止される一方で、上述した闇価格、闇取引が横行するといった弊害を生んだ。

さらに、小売業整備という名のもとで半強制的、のちには強制的な転職・転廃業が実施された。これは、国家総動員法の下で、平和産業に従事する中小商工業者を戦時産業に移動させることを狙いとしており、当初は自発的な転廃業として実現しようとした。しかし、それが行き詰まりをみせたことから、1940年から41年にかけて開始された第一次小売業整備においては、商業報国運動による半強制的な実施がめざされ、1943年からはじまる第二次整備においては、戦力強化のための労働力供出が優先され、強制的な整備実施が図られた。

ちなみに、こうした一連の統制政策は商工省によって立案・実施されたわけだが、その責任者は商工省官僚から満州国に渡り国务院高官を経て、1939（昭和14）年10月、商工省に次官として復帰し、1941（昭和16）年10月から1943（昭和18）年11月まで、東條英機内閣において商工大臣を務めた岸信介であった（1943年10月から11月は東條首相が商工大臣を兼務し、岸はその次官となった）。また、政策実務を取り仕切ったのは、満州国

で岸と出会い、商工省に転じて、1941年10月から次官として岸に仕えた椎名悦三郎であった。椎名は、戦後、岸とともに公職追放された後、岸内閣で官房長官を務めている。

3. 戦時統制下における組合組織の改組

3-1 同志会・任意組合から準則組合へ

以上のような戦時統制は、神保町の古書店においてどのように実施されたのであろうか。まず、戦時統制の実行組織である組合の組織形態の変遷、および組合と市会・交換会との関係という第1の研究課題から検討していこう。そのためのとっかかりとして、太平洋戦争開戦前夜の時期に東京古書籍商組合の設立前後の状況についてみていくことにしよう。

現在、古書店の業界団体として、東京には1955（昭和30）年制定の中小企業等協同組合法に基づいて設立された、東京都古書籍商業協同組合が存在し、全国組織として全国古書籍商組合連合会が設立されている。歴史を遡って、これらの組織の源流を辿っていくと、神田書籍商同志会にたどりつく。

神田書籍商同志会は1910（明治43）年、当時の「市会」の有力者による「横暴と弊風」に対抗し、「相互の親睦、営業の研究、意見の交換等で、理想的な業界や市会の在り方を目的として、同志的な結合」をめざして、神田エリアの古書店によって結成された¹¹。ここで「市会」とは、江戸時代からの東京における市場の呼び方で、明治20年代すなわち1887年から1896年にかけて、それ以前の不定期開催から定期開催への移行が図られた¹²。当時、古書店の主要な仕入れルートには市会と並んで「せどり」（背取り）、すなわち古書店の同業者の店頭から転売目的で抜き取って買う、あるいはそれを行う仲買業者からの仕入れがあったが、明治30年代すなわち1897年から1906年にかけて古書店数が増加し、仕入れが間に合わなくなったことから、新たに市会が方々につくられた。ただ当時の市会の多くは、組織だったものではなく、開始時間も不正確で仲間同士の娯楽的な集会の側面もあったという¹³。

神田書籍商同志会は、神田で長年勤続している人を表彰したり、結成25周年を記念して神田書籍商同志会（1937）という貴重な記録を残したりしてきたが、その刊行後数年で解

¹¹ 神田古書籍商史編纂会（1964），p.3、山崎・渡辺（2022），pp.20。

¹² 東京都古書籍商業協同組合（1974），p.28。

¹³ 以上の「せどり」と市会の関係については、東京都古書籍商業協同組合（1974），p.32、山崎・渡辺（2022），p.7による。

散した。その理由は、同志会の会員が神田の人に限られる一方で、その人たちの仕入先や販売先が神田に限られないことが、会の活動の制約になってきたことによる¹⁴。

この同志会の結成から10年後の1920（大正9）年1月、ようやく東京全体をカバーする東京古書籍商組合が創立された。ここで「ようやく」というのは、神田限定の同志会の結成から遅れてという意味とともに、山崎・渡辺（2022）でも触れたように¹⁵、隣接業界である出版業を中心に一部の取次・書店を含む事業者たちは、1885（明治18）年に東京府から同業組合準則が布告された2年後の1887（明治20）年、東京書籍出版業者組合（組合員数131名）を結成し、東京府から同業組合準則に基づいて組織された同業組合、すなわち準則組合として認可を受けているからである。しかも、同組合は、1902（明治35）年、組織の拡大、再編に伴って東京書籍商組合へと改名している¹⁶。

ここで、先にも触れた同業組合および準則組合について、時代をやや遡ることになるが、通商産業省（1980）に基づいて、簡単に説明しておこう。同業組合は、江戸時代には仲間組織として存在しており、書籍関連の業界では版木の版權を管理する書物問屋仲間ないし書林組合と称していた¹⁷。これらは、「明治維新による旧制度の崩壊によって一時姿を消したが、明治4、5年以降ふたたび自生的な発展をみ、その取締りあるいは統一の必要が生じてきた。そこで農商務省は、明治17年11月29日、各府県に対して次のような同業組合準則を公布し、府県はさらにこれにもとづいて同じ準則を管下に公布した」¹⁸。こうした「同業組合的統制」すなわち「組合組織を通ずる中小商工業の統制」は、第一次大戦以降、商工政策の中小企業対策における重要性を高めてきたのである¹⁹。

このように、当時、国や東京府が支援および統制の対象としていたのは準則組合であった。しかし、東京の古書店が組合を結成したのは、上述のように出版社らのそれから遅れること30数年後の1920年であり、しかもこの時点では準則組合としてではなく、任意の親睦団体としての組織化であった。こうした遅れの要因について、東京都古書籍商業協同組合（1974）では、古書店の社会的連帯意識の低さ、すなわち同業者間の横の結びつきの弱さ、および規模があまりに零細に過ぎたことによるのではないかと、いわば自己分析的

¹⁴ 神田古書籍商史編纂会（1964），p.3。

¹⁵ 山崎・渡辺（2022），p.17。

¹⁶ 以上は、東京都古書籍商業協同組合（1974），pp.14-15、神田古書籍商史編纂会（1964），p.8による。

¹⁷ 山崎・渡辺（2021），pp.9-10、山崎・渡辺（2022），pp.12-13。

¹⁸ 通商産業省（1964），p.17。

¹⁹ 通商産業省（1964），p.21。

に説明している²⁰。それでも組合結成に漕ぎ着けられたのは、同志会の発起人の一人である芳賀大三郎（芳賀堂、雑誌バックナンバー報告書の専門店での草分け）や、同志会発足会員で幹事を数次にわたって務めた三橋彦次郎（明治堂書店、神田小川町三丁目、すでに閉店）らが²¹、組合をつくらなければならないと勧誘に奔走した結果であり²²、初代組合長には芳賀大三郎が就いた²³。また、三橋彦次郎は第三代の組合長に就いている²⁴。

その後、東京古書籍商組合は、結成から11年後の1931（昭和6）年7月、東京府から準則組合としての認可を得て、たんなる親睦団体から同業者の利益を代表したり調整したりする準則組合への転換を実現した。すなわち、親睦団体としては、あくまでも組合員の慶弔等の行事を主たる眼目とし、営業上の問題は副次的に取り組んでいたが、準則組合になるということは同業者間の営業上の問題に取り組むことに脱皮する必要があった。そのため、準備期間だけでなく転換後においても、その意義について執行部が説得してまわったという²⁵。

東京古書籍商組合は、1938（昭和13）年の商業組合法改正、1939（昭和14）年10月18日の価格等統制令による公定価格制の漸次的な導入、そして1941（昭和16）年12月の太平洋戦争開戦を経た1942年、準則組合から商業組合に改組された。まさにこの時期から、戦時統制が一挙に強まるわけだが、その詳細については節をあらためてみていくことにする。

その前にここでは、東京古書籍商組合が準則組合へと転換した頃からの神保町古書店の景況について確認する。1930～31（昭和5～6）年の昭和恐慌の後、1933（昭和8）年頃が不景気の底で、そこから少しずつ景気が落ち着いてきた。ちなみに、住み込み従業員の古書店経営の修業の場となり、多数の独立開業を生み出したことで知られる一誠堂が²⁶、鉄筋コンクリートに改築したのも同年であったという。しかし、景気を持ち直しは長続きせ

²⁰ 東京都古書籍商業協同組合（1974），p.15。

²¹ 古書店関係者の人名の初出時に関係する店舗名等がわかる場合、カッコ内に示す。

²² 神田書籍商同志会（1937），p.9，p.13，p.88。

²³ 神田古書籍商史編纂会（1964），p.3。芳賀大三郎は昭和5年没（享年61歳）。反町（1990）には、深沢良太郎（洋雑誌専門の小石川の南陽堂）と反町茂雄との対談における深沢の発言として「後に古雑誌で売り出した芳賀君あたりは、若菜（今の有斐閣の通りにあった）というところについて小僧をしていた」と紹介されている。また、鹿島（2017）には、芳賀大三郎の芳賀堂と、現在神保町にあるアダルト系専門の芳賀書店について、興味深いエピソードが紹介されている（p.142，p.157）。

²⁴ 三橋彦次郎は、東京図書倶楽部の新築（1916（大正5）年8月）、全国古書籍商連盟の結成（1932（昭和7）年12月）などにも貢献している。1942（昭和17）年没（享年72歳）。

²⁵ 東京都古書籍商業協同組合（1974），p.97。

²⁶ 脇村（1979），pp.117-118、東京都古書籍商業協同組合（2021），pp.56-59。山崎・渡辺（2022），pp.21-22でも言及している。

ず、1935（昭和10）年頃には不景気となり、当時の中等学校の献本教科書の割引販売が盛んになった。ここで献本教科書とは、文部省の検定を通った教科書が学校に寄贈されたもので、これを古書店が買い集めて割引販売したわけである。4月になると、それまで販売していた一般書を片付けて、教科書に切替える古書店も相当あり、それまで使っていた教科書を持って来て、次に使うの取り換えていくお客が列をなしていたという²⁷。

ただし、売上が上がって利益も出たかという点、必ずしもそうではないようで、上述した東京古書籍商組合設立の際に奔走した三橋彦次郎の明治堂書店の跡を継いでいた三橋猛雄は²⁸、次のように証言している。すなわち「私の店では、ほとんどが教科書の新本が主でしたから、割引販売をしなければお客がこないようになって、法律書は定価の9割ですが、それを仕入5歩引で売り、その上買い取り制ですから結局金額はうんと売れても残本が出来るので損になるわけです。そのため会計が苦しくなって、借金しました」という²⁹。ちなみに、神保町で最初に教科書の割引販売を行ったのは、高山清太郎の高山本店であり、1915（大正4）年頃からという³⁰。

日中戦争が始まる1937（昭和12）年7月以降になると、物価全般が上昇するインフレ状況となる一方で、古書は供給量よりも需要量の方が上回り、多少高く値付けしても売れていった。古書店にとっては比較的よい時期となり、営業的に行き詰まって廃業するような店は1軒もなかったという。そうしたこともあって、古書にも公定価格を設定するという動きが出てきて、組合として対応しなければならない重要案件の1つとなった³¹。公定価格については、次項であらためて論じることとする。

その他に組合として対応が求められたのは、距離制限と回読会（読書会ともいう）の問題である。前者は、既存組合員の利益擁護のため新規加入者は組合員店舗より一定の間隔を置くこと等の条件を組合規約に取り入れるべきであるとの議論である。景気が低迷していた1932年の組合総会で提案され継続検討事項とされ、1939年の総会において、同業者

²⁷ 以上は、神田古書籍商史編纂会（1964）、pp.4-5による。

²⁸ 三橋猛雄は、古書業界の指導者の一人である反町茂雄（後述）と並び称されることが多い人物で、『明治前期思想史文献』（明治堂書店、1976年）を表し、「古本の神様」（日外アソシエーツ「20世紀日本人名事典」2004年）とも呼ばれた。三橋と反町との微妙な関係については、青木（1993）、pp.6-10に1967（昭和42）年の東京古書会館再開発や、それぞれの著作をめぐる興味深いエピソードとして紹介されている。

²⁹ 神田古書籍商史編纂会（1964）、p.4。

³⁰ 反町（1990）、pp.485-488。ちなみに、同書で反町茂雄は高山を「業界の顔役」「豪放で明るいお人」「時代の子」と評している（p.468）。また鹿島（2017）は、高山本店が出版を手掛けず、一貫して古書を扱ってきたことをもって「純粹古書店」と呼んでいる（p.145）。

³¹ 神田古書籍商史編纂会（1964）、p.4。

の数が飽和状態にあることや、新刊書の組合でも同様の統制を行なっていることなどを理由に、150メートルの距離を置くことなどを盛り込んだ規約改正案が可決された。ただし、興味深いことに、古書業界の景況の良さを反映して、距離制限の原案が組合役員会に提出されて以降、規約改正の施行日までの間に、組合への新規加入者が激増したという。

また、回読会というのは、本の供給不足を背景に出てきた貸本に類似の業態で、書籍・雑誌を仕入れ、会員の閲覧用に提供する商売で、書籍・雑誌の売れ行きに大きな影響を及ぼしてきた。そのため、新刊本の組合は回読会への販売禁止等を決議するとともに、古書業界にも協力を要請してきた。どちらの問題も、新刊本業界、古書業界に共通する課題であるため、新刊本の組合に古書籍商組合から役員を出すことになり、30歳代の若手ということで、神保町の一誠堂、巖松堂、北沢、稲垣、本郷の大橋、麻布の小川の6名が選出された³²。なお、貸本業への対応についても、1943（昭和18）年頃から組合の課題となるが、その点は後述する。

3-2 商業報国会の結成と商業組合への改組

こうした中で、上述のように1939（昭和14）年10月18日の価格等統制令によって公定価格制の漸次的な導入がはじまった。1940（昭和15）年6月24日には商工、農林両省から暴利行為等取締令改正による価格表示規程の告示、7月8日に実施の通告があった。それにもかかわらず、東京古書籍商組合はその内容を組合員や市会に周知徹底させていなかったことから、7月31日に警察庁から呼び出しを受けた。そのため、「今後の対策としては組合内の上意下達、下意上達、同業の共存共栄、和協一致、職域奉公などの商道を完遂するために組合機構を新体制の適うよう整備改革する必要があった」とのことから、1940（昭和15）年9月、組合機構改革委員会が設置され、検討がはじめられた³³。その結果、まず組合役員と組合員との中間機関として、原則として行政区を単位として支部を置く等の方針が確認され、1941（昭和16）年1月の総会で組織改革案が可決された³⁴。このときに決定された組織体制は表3-1の通りであり、当時の東京における古書店の立地状況を示していると理解できる。

だが、この過程でさらに商業組合への改組をはじめとする、より抜本的な改革案が提起

³² 距離制限と回読会については、神田古書籍商史編纂会（1964），p.4、東京都古書籍商業協同組合（1974），pp.106-108，pp.125-127による。

³³ 以上は、東京都古書籍商業協同組合（1974），pp.137-138による。

³⁴ 東京都古書籍商業協同組合（1974），p.141。

表3-1 東京古書籍商組合の支部、地区、組合委員、幹事、評議員数一覧
(1941 (昭和16) 年)

支部	地区	組合員数	幹事	評議員
第一支部	神田	209	25	7
	麹町	9	1	
第二支部	牛込	56	7	2
	四谷	18	2	
	淀橋	72	9	2
第三支部	中野	43	5	1
	杉並	54	6	2
	北多摩	9	1	
第四支部	日本橋	19	2	
	京橋	22	2	1
	芝	35	4	1
	麻布	27	3	1
	赤坂	8	2	
第五支部	渋谷	74	9	2
	世田谷	41	5	1
	目黒	43	5	1
第六支部	品川	49	6	1
	荏原	42	5	1
	大森	42	5	1
	蒲田	30	3	1
第七支部	本郷	106	13	3
	小石川	41	5	1
第八支部	豊島	79	9	3
	板橋	16	2	
	滝野川	21	2	1
	王子	22	2	
第九支部	荒川	57	7	2
	立谷	23	2	
	下谷	48	6	1
	浅草	44	5	1
第十支部	本所	49	6	1
	深川	36	4	1
	城東	17	2	1
	江戸川	13	1	
	葛飾	16	2	1
	向島	27	3	
合計		1,517	178	41

出所：東京都古書籍商業協同組合（1974），p. 140 より作成。

された。しかも、その検討の過程で、東京府から非組合員をも包含し、組合を基準とした商業報国会を結成するよう要請があり、1940 (昭和15) 年10月に結成委員会が設置され、早くも11月には、東京古書籍商業報国会（以下では東京古書商報と略すことがある）の結成式が東京図書倶楽部にて各管庁よりの来賓を得て挙行された。なお、東京図書倶楽部は、

現在の東京古書会館（千代田区小川町三丁目）の敷地の一角にあった。同商業報国会の役員は、会長に荒田惣太郎（東京古書籍商組合組合長）、副会長に稲垣近義（同副組合長）、前野正雄（同副組合長）、幹事長に松村龍一（組合役員・庶務担当、企画委員長、洋書の美術書専門の松村書店）と、東京古書籍商組合とほぼ一体の構成であった。また、顧問として徳富蘇峰（思想家・歴史家）を迎えている³⁵。これは「非組合員をも包含」という体裁を整える狙いからと推察される。ともあれ、こうして戦時統制が事業者、国民の手の上げ下げまで縛るレベルにまで、いよいよ及んできた感がある。

さて、商業組合への改組については、名称を東京古書籍小売商業組合（以下では東京古書商組と略すことがある）とすることとして、1942（昭和17）年1月の総会で可決された。そして、3月25日、同商業組合の創立総会が、神田の共立講堂で400名の参加を得て開催された。理事長には田中慶太郎（漢籍・中国書画専門店であり出版元の東京文求堂、文京区本郷一丁目にあった）が就いた³⁶。こうして東京古書籍商組合は、1920（大正9）年1月創立以来23年間を以て発展的に解消した（正式な解散は5月29日）。

改組の理由としては、次のことが指摘された。すなわち、「今後の組合の事業は、法的根拠による組合でなければ、当局は団体行動と認めない。整備要綱にもない特例として認めたので、この機を失せず、既得権を守り、時代の趨勢に従ひ、組織を改革することは必然的な行動である。また当局と折衝した上での了解事項でもある」³⁷。神田古書籍商史編纂会（1964）は、商業組合への改組について、より端的に「戦時下の統制経済政策に即応し、古書籍業界の刷新を期して結成されたもの」と評している³⁸。同年5月1日、商業組合は理事会を開き支部組織準備会を組織し、改組前の最後の第一支部長であった諏訪久作（悠久堂書店）が第一支部の支部準備会長に就いた。そして、5月18日、支部総会の推薦に基づき初代第一支部長に高山清太郎、副支部長に大雲英二（大雲堂）が、商業組合理事長に

³⁵ 東京都古書籍商業協同組合（1974），p.142。

³⁶ 東京文求久堂の田中慶太郎は、後の統制組合の時代まで全国および東京の理事長を務めた人物であるため、簡単に紹介しておこう。もともと文求堂は1861（文久元）年京都で版元として創業した後、1901（明治34）年に東京の本郷一丁目に店舗を移転し（後に二丁目）、東京文求堂とした。田中慶太郎は東京外国語学校で中国語を学び、中国古典籍の輸入販売、1923（大正12）年の関東大震災後には中国語の語学書の出版などを行い、中国古典籍・中国語関係で強い影響力をもった。田中は1951（昭和26）年9月15日、71歳で没。以上は、「田中慶太郎 郭沫若の歴史研究支える」『人民中国』2020年10月26日、http://www.peoplechina.com.cn/zlk/gql/202010/t20201026_800224665.html（2023年2月5日確認）、および「田中慶太郎」『daily-Sumus』2009年6月17日付ブログ記事、<https://sumus.exblog.jp/11288393/>（2023年2月5日確認）を参考にした。

³⁷ 東京都古書籍商業協同組合（1974），pp.142-143。

³⁸ 神田古書籍商史編纂会（1964），p.8。

より任命された。

商業組合への改組前後の時期に、組合が取り組んだもう1つの課題は、市会の整理であった。市会が無秩序に乱立してくる中で、組合の本部および支部と市会との関係が複雑化するとともに、上述のように市会での取引価格が公定価格を上回ることに對して警察の監視の目も厳しくなったことから、1940（昭和15）年、組合として市会の名称を「交換会」へと変更するとともに、交換会の組合直営化と非組合員の排除等を検討することとした³⁹。そして、1942年3月の商業組合への改組後、組合専務理事の反町茂雄（弘文荘）⁴⁰と三橋猛雄らがすべての本部交換会の直営化と統廃合を断行した⁴¹。その結果、6月にはすべての

表3-2 本部交換会と支部交換会の一覧（1942（昭和17）年）

所 属	名 称	開催頻度等	会 場	経営主任
本部	一般書	1, 6 の日 月 6 回	東京図書倶楽部	北原義太郎
本部	古典	3, 8 の日 月 6 回	同 上	水谷倉吉
本部	一般書	4, 9 の日 月 6 回	同 上	井上喜多郎
本部	洋書	1 の日 月 3 回	同 上	三橋猛雄
本部	資料	7 の日 月 3 回	同 上	今泉亮一
本部	教科書	8 の日 月 3 回	同 上	市田武夫
本部	美術絶版書	10 の日 月 3 回	同 上	太田保雄
支部	第一支部	2 の日 月 3 回	同 上	市田武夫
支部	第二支部	4, 9 の日 月 6 回	淀橋クラブ	沢田長三
支部	第三支部	1, 6 の日 月 6 回	淀橋クラブ	森田元一
支部	第四支部人形町	5 の日 月 3 回	喜扇亭（日本橋）	吉田重二郎
支部	第四支部霞町	3, 6, 9 の日 月 9 回	篠原方（麻布）	篠原達八郎
支部	第四支部委託本部交換会	4, 8 の日 月 6 回	小町亭（麻布）	下野敬一
支部	第五支部	2, 7 の日 月 6 回	渋谷第四部町会事務所	吉田三五郎
支部	第六支部入新井	3, 7 の日 月 6 回	三好方（大森）	三好茂吉
支部	第六支部大崎	1, 6 の日 月 6 回	萩尾方（品川区）	萩尾進平
支部	第七支部	1, 6 の日 月 6 回	志久本（本郷）	久保政雄
支部	第八支部	2, 7 の日 月 6 回	鈴木演芸場志久本（本郷）	北川義雄
支部	第九支部竹林	4, 9 の日 月 6 回	竹林亭（浅草）	武内豊平
支部	第九支部柳亭	2, 7 の日 月 6 回	柳亭（荒川区）	児玉重郎
支部	第十支部安宅	3, 8 の日 月 6 回	安宅クラブ（深川区）	矢貴秀幸
支部	第十支部小梅	1, 6 の日 月 6 回	小梅会場（本所市）	島田道之助

資料：東京都古書籍商業協同組合（1974），p.145より作成。

³⁹ 東京都古書籍商業協同組合（1974），p.138、東京都古書籍商業協同組合（2021），pp.64-66、山崎・渡辺（2022），p.7による。ただし、現場では現在も「市会」ないし「市場」と呼ぶことが少なくない。

⁴⁰ 反町茂雄は新潟県長岡市出身で、東京帝国大学法学部卒という古書業界では異色の経歴をもち、1927（昭和2）年から1932（昭和7）年まで一誠堂で住込み店員として修業の後、独立し古書肆「弘文荘」を開業した。

⁴¹ 神田古書籍商史編纂会（1964），p.5、東京都古書籍商業協同組合（1974），pp.144-145による。

表 3-3 1942 (昭和 17) 年度下半期支部交換会取引高一覧表 (単位円)

交換会名	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計	取扱高順位
第一支部 神田	2,170	2,927	1,954	2,642	2,318	2,024	14,038	13 番目
第二支部 淀橋	5,678	4,697	3,919	4,764	4,565	4,878	28,504	8 番目
第三支部 淀橋	5,895	6,369	3,882	4,349	5,712	3,903	25,764	10 番目
第四支部 人形町	2,436	1,534	1,592	2,250	2,495	1,909	12,219	15 番目
第四支部 霞町	7,553	6,323	4,732	5,456	6,263	6,785	37,114	1 番目
第五支部 渋谷	5,498	4,709	3,167	4,058	4,692	7,435	29,562	6 番目
第六支部 大崎	3,493	3,049	2,533	2,279	3,430	3,596	18,329	11 番目
第六支部 入荒井	4,036	5,029	4,092	4,792	4,945	4,760	27,656	9 番目
第七支部 本郷	2,889	2,987	2,507	2,574	3,431	2,988	17,378	12 番目
第七支部 絶版書	1,085	3,304	1,251	2,303	2,083	2,329	12,357	14 番目
第八支部 大塚	5,113	5,047	3,640	5,532	4,883	5,046	29,263	7 番目
第九支部 竹林	5,073	4,460	4,332	5,518	4,935	5,493	29,813	5 番目
第九支部 柳亭	6,607	5,708	4,979	6,800	6,985	4,817	35,897	3 番目
第十支部 安宅	5,963	5,232	4,671	4,126	5,466	6,288	31,748	4 番目
第十支部 小梅	5,821	5,241	5,128	7,326	6,406	6,187	36,109	2 番目
合計	69,262	66,621	52,388	64,775	68,613	68,446	385,758	

資料：神田古書籍商史編纂会 (1964), p. 15 より作成。

支部交換会も組合直営となった⁴²。この時点での組合直営の本部交換会および支部交換会の一覧を表 3-2 に、同年度下半期の支部交換会の取引高一覧表を表 3-3 に示す。この状況に対して、反町茂雄は、『全連会報』5月号に「組合直営交換会の現状」と題し、当時の第一支部が、本部市の影響を受けて、あまりふるわなかったと書いているという⁴³。

なお、古書店の商業組合の全国組織として、全国古書籍商組合連合会 (全連) が組織された。全連の設立年等の詳細は不明であるが、その活動は主として東京古書商組の中心メンバーが担い、戦時統制を全国に徹底させるのに重要な役割を担った。

⁴² 神田古書籍商史編纂会 (1964), p.10。

⁴³ 神田古書籍商史編纂会 (1964), p.14。そこでは「現在の盛況振りから推して、うたた今昔の感に堪えない」とコメントされている。

3-3 戦時統制強化と統制組合への改組

太平洋戦争開戦と同時に、やや意外であるが神保町の本屋は、次のように活況を呈したという。すなわち、「開戦と同時に神田古書店街では古書蒐集家の買い漁りで、古本がよく売れたが、殊に世界地図が飛ぶように売れ出した。富山房や三省堂の大きな地図が忽ち品切れになり、中学校用の世界地図も羽が生えたように売れて行った」（1942年1月）。「大久保書店札元で、小川琢治博士多年蒐集の地理、地質等を主とした洋書の売立を開催、洋書飢饉の折りとして素晴らしい高価であった」（同年2月15日）。「神保町には本を漁る学生が氾濫し、手不足の本屋は多忙を極める。しかし、品切ればかり多くてお客も本屋も閉口」（同年4月）⁴⁴。なお、同年1月8日、組合の定期総会が東京図書倶楽部で開催され、第18回勤続店員表彰式において、第一支部関係で9名の優良店員が表彰されている⁴⁵。

しかし、その反面で戦時下にあること、さらには戦時統制が強化されつつあることを実感させる出来事も続いた。例えば、地図の売れ行きが伸びる中で、「大型地図は間もなく防諜の関係で発禁になった」。あるいは、1942（昭和17）年1月24日に組合が参加者950名で「大東亜戦捷大行進」を行い、「第一支部も各店殆ど参加し盛況であった」との記述がある⁴⁶。さらに、東京古書商組の創立総会直前の2月、組合が東亜資料等展覧会を開催した初日午後、軍より“極秘”の報告書の出品ありとして中止を命じられ、翌日、代表者数名が参謀本部内の情報局に出頭し戒告を受け、資料会の会員一同が九段の憲兵分隊で取り調べを受けた。結局、何らの罰も受けることはなかったが、3月8日の組合定例評議員会で荒田組合長から注意を促す発言があり、下記の急告を『組合月報』4月号に掲載して組合員に注意と防諜への協力を要請することとしたという⁴⁷。

急告!! 今般軍部及び情報局より左の事項に関し、販売並びに取扱に特に注意ありたるに依り、全組合員は殊に此際協力の上厳守の事

- (一) 軍関係の出版物（秘、定価の有無、刊行の新旧を問わず）
- (二) 官庁、会社等の刊行物中秘印の物（非売品を含む）
- (三) 防諜上、思想国防上疑義ある物

⁴⁴ 神田古書籍商史編纂会（1964），p.8-9。

⁴⁵ 神田古書籍商史編纂会（1964），p.8。

⁴⁶ 神田古書籍商史編纂会（1964），p.8。

⁴⁷ 以上は神田古書籍商史編纂会（1964），p.8、東京都古書籍商業協同組合（1974），pp.146-147による。

右に関する書籍其他の取扱及販売する場合は、(一)は最寄りの憲兵隊、(二)、(三)は情報局又は所轄警察署への現品につき一応必ず問合せる様願ひ度し。

右急告す。昭和十七年三月、組合長⁴⁸

1943(昭和18)年に入ると、戦時統制色がいっそう強まった。神田古書籍商史編纂会(1964)では、次のように記述されている⁴⁹。

思想国策に協力するためのいわゆるマルクスもの販売禁止は、取締りの強化もあって、遂に一部の組合員が法令で処罰されると云った暗い面も現れ⁵⁰、商業報国会の活動は建艦献納、国防献金、戦時債券の消化、勤労奉仕、出征兵士慰問のための古書寄贈などますます活発化し、東京古書籍小売組合自体も国家総力戦の一環として国策に協力すべき強固な団体とするため、新たに設けられた商工組合法による統制組合に脱皮して行った。組合主催の錬成運動会も時局柄の故を以て中止され、ただ国策順応一本に直結した古本業者であってみれば、第一支部だけの顕著な活度という面はまったく影を潜めたものとなり、国家即組合、組合即支部の活動という形になったのも、当然の帰結であって、これが今迄になかった今年の本業界の特徴といえよう。

ここで述べられている商工組合法は、1942(昭和17)12月1日法案要項が閣議決定され、1943(昭和18)年3月12日公布、7月20日に施行された。その趣旨について、商工省次官の豊田雅孝が著書で次のように述べている⁵¹。

従来の商・工業組合法は何も自由主義経済時代の所産で日華事変後数次の改正が行われ、商・工業組合としても統制機関的機能を強化して来たとはいうものの、その根底にあるものは同業者の相互扶助の精神であり、多数決主義に立脚し私益的色彩を払拭切しれないもので、統制機関として徹底を欠き、唯、経済行為を行い得るところに

⁴⁸ 東京都古書籍商業協同組合(1974), p.147。

⁴⁹ 神田古書籍商史編纂会(1964), pp.12-13。

⁵⁰ この組合員に対しては、組合としても、交換会の6カ月間利用禁止の制裁を課している。東京都古書籍商業協同組合(1974), p.149による。

⁵¹ 以上は通商産業省(1963), pp.274~275による。ただし、以下の引用の原資料は豊田雅孝(1941)『産業国策と中小商業』。

大きな強みがあった。一方重要産業団体令による統制組合は統制という点においては欠けるところはないが、経済行為を営み得ないものであり、また重要物産同業組合法による同業組合も略々同様であって、これらの欠点を是正し、総合的に強力な団体に中小商工業者を編成替えすることが要請された。

商工組合法の規定する組合は、統制組合と施設組合の2種があり、前者は経済行為も認められた「当然加入制をとる純然たる統制機関」であり、後者は「任意加入制をとる協同事業組織」であった⁵²。既存組合の商工組合への改組は、「重要産業団体令による石炭・鉱山・金属・造船等から統制組合への切換えに始まったがその他の改組や設立は業者の任意の発意によらず関係官庁から事前に示される方針によって行われた」⁵³。そうした中で、現行のすべての組合は、翌1944（昭和19）年7月には解散し、商工組合に改組するとの方針を受けて、古書籍小売商業組合は1943年9月、理事会に改組について提案し、商工組合改組準備委員会を設置した。この委員会は理事25名、支部長10名などほぼ組合役員全体によって構成する一方で、定款草稿などをとりまとめる特別委員5名を選んだ。委員には、東京古書商報幹事長でもあった松村龍一や、交換会直営化等に当たっていた三橋猛雄らが就いた。なお、委員会の名称は、1944年1月、統制組合改組準備委員会に改められた⁵⁴。

その結果、1944（昭和19）年5月8日、東京古書籍小売商業組合は臨時総会を開催し、商業組合が設立からわずか2年で解散し、東京古書籍統制組合を創設することを決定した。統制組合理事長には商業組合理事長の田中慶太郎が就いた。第一支部から理事として松村龍一が、評議員に酒井宇吉、村口四郎（村口書房）が選出され、第一支部長には村口四郎が軍の召集令状（いわゆる「赤紙」）にへの「応召」（以下では単に「応召」と略すことがある）という時世を反映した理由により、代理として新田勇次（雄松堂書店）が就いた⁵⁵。

ここで組合の名称から「商」の文字が消えたことが象徴的に示していることに注目したい。すなわち、このことは統制強化に伴って、組合員に事業者としての自由度や自主性が認められなくなったことを意味していると理解できる。

その後、同年7月9日、『朝日新聞』に古本業者は全部統制組合に加入すべきとの広告が

⁵² 通商産業省（1963），pp.276。

⁵³ 通商産業省（1963），pp.279。

⁵⁴ 以上は東京都古書籍商業協同組合（1974），p.149による。

⁵⁵ 以上は神田古書籍商史編纂会（1964），p.17、東京都古書籍商業協同組合（1974），p.150による。山崎・渡辺（2022）でも戦時統制色のいっそうの強化として言及している。

掲載されるなど（広告主は不明）、統制組合への改組の動きは全国に広がって行った。ただし、上述のように当然加入制の統制組合は6大都市に限り、他は任意加入制の施設組合とし、全国を地域とする統制組合の結成もめざされた。その結果、7月27日～28日の全国古書統制組合発起人会を経て、10月7日、全国古書籍業統制組合の創立総会が組合階上の会議室で開催された。理事長には発起人総代の田中慶太郎が就いた。このときは、午後五時より神保町大雅楼にて懇談会が開催されている。第一支部からは、同組合発起人会委員の三橋猛雄、大久保五郎（大久保書店）、松村龍一の3名が出席した。また、10月18日から25日にかけて、大久保五郎、他1名が東北5県の施設組合未設立府県の状況視察、および設立勧奨打合せのため出張している⁵⁶。

全国古書籍業統制組合創立時の傘下の統制組合と施設組合の組合員数は、表3-4に示すとおりである。ここでは、理由は不明であるが、東京の組合員数が記されていない。東京古書籍商組合の時点（1941（昭和16）年）での組合員数が1,517人であることを参照値とすると、その後減少したことを含めても統制組合として最大規模であると推察される。その意味で、先述したように全連を東京の組合が中心的に担ったのと同様に、全国古書籍業統制組合による戦時統制の中心的な担い手も東京の組合であると考えられる。

表3-4 全国古書籍業統制組合傘下の都道府県単位の統制組合と施設組合の組合員数（1944（昭和19）年10月）

統制組合	組合員数	施設組合	組合員数	施設組合	組合員数
大阪府	1,000人	新潟県	98人*	静岡県	84人
京都府	292人	埼玉県	35人	鳥取県	16人
兵庫県	400人	千葉県	38人	山口県	54人
愛知県	285人	栃木県	19人	愛媛県	27人
北海道	180人	群馬県	21人	徳島県	31人
		茨城県	18人	大分県	43人
		滋賀県	27人	宮崎県	15人
		三重県	40人	樺太	15人
		岐阜県	55人	石川県	59人*
		広島県	169人*	長野県	57人*
		奈良県	34人	山形県	34人*
		岩手県	14人	香川県	33人*

注：1）東京の統制組合の組合員数は記載がないが、東京古書籍商組合の時点（1941（昭和16）年）では1,517人。

2）*印は貸本業を含む組合員数。

資料：東京都古書籍商業協同組合（1974），p.154に基づき作成。

⁵⁶ 以上は神田古書籍商史編纂会（1964），p.19、東京都古書籍商業協同組合（1974），p.149による。

3-4 統制組合の解散

東京への空襲は1944（昭和19）年の初冬から激しくなるが、まだその時点では軍事目標のみであった。しかし、民間施設にまでいつ対象が広がるかわからない状況のため、1945（昭和20）年1月より、本部での交換会の開催日時や回数を次のように絞ることとした。なお、設立認可申請中の全国古書籍業統制組合が、3月17日付けで農商省より認可された⁵⁷。

一般書	9の日	月3回	
古典	3、8の日	月6回	午前9時半開始
資料	7の日	月3回	同上
洋書	5の日	月3回	午後1時開始
美術書	10の日	月1回	同上

それ以外の組合および組合員の活動状況については、神田古書籍商史編纂会（1964）では、「完全な言論発表の統制下にあった」ことから、「自由に書かれた業者の一冊の日記、等も手に入れる事が出来なかった」と述べられ、支部員のアンケートへの回答に基づいて、次のようなことが記録されている。まず、客からの仕入れの状況は、「人手があり輸送の方途のついた人にはまたとない買時で大口の出張買も多かった」らしく、「疎開とかあるい罹災を見越して、落付いて研究することが出来なくなった人々が、一つには換金の意味もあったではあろうが、一方では吾々にその貴重な文化財を保管してもらいたいと依頼して来た」という。これに対して、交換会からの仕入れはほとんど行えない状況だったという。他方で、販売の方は、「戦局が進むに従い開店時間が次第に短縮し、かつ商品が枯渇してきたため、終戦直前は悪くなっていたが、それまでは『売行良かった』。「空襲に明け暮れ」ながらも、「ほとんど一切の娯楽から閉め出されたこれらの人々が活字に飢え、慰安を古本、古雑誌に求めた事は、古本売行の上昇と貸本屋の発達を促したのであろう」と指摘されている⁵⁸。

こうした中でも、東京古書籍統制組合は公定価格厳守のためにさまざまな活動を継続し、全国古書籍業統制組合を傘下の29組合への周知を行った。この点は後にあらためて述べるとして、いよいよ1945（昭和20）年8月15日の「終戦」を迎えて以降の組合の動向につ

⁵⁷ 以上は東京都古書籍商業協同組合（1974），p.155による。

⁵⁸ 以上は神田古書籍商史編纂会（1964），pp.23-24による。

いて整理しておこう。この日、組合は緊急理事会を開き、全国古書籍業統制組合理事長の田中慶太郎の名前、8月15日の日付で、以下の声明を『組合月報』5・6・7合併号を掲載した。やや長くなるが、記録として語り継ぐべき感慨深い文章のため、全文引用することとした⁵⁹。

休戦に際し組合員に告ぐ

闘争は終わりました。勝つためのあらゆる努力が正反対の結果となり、真に痛恨の極みであります。ことここに至りましたについて、各自が深く反省をなし、明日よりの苦難の道に処する心構えを作らなければなりません。

思うに敗戦の原因は種々あったでありましょうが、道義上下に頑廢し、商人もまた概ね義心を失い、目前の私利追求に走ったこともその一つでありました。我々の業界にもその傾向一部ありしことを認めざるを得ず自責の念に堪えません。

今日以降は武力日本に代わって文化日本を建設しなければなりません。日本人の文化水準を高め、進んで世界文化に貢献しなければならぬと思います。ここにおいて文化財の供給を担当する我々の職責はますます重大となりました。商売を単に自己の生活手段とする観念を改め、日本再建の大事業を担う一員としての本屋たる自覚に基づいて業務に精励されんことをお願いいたします。(中略約5行)

今は同胞皆敗者であります。相助け合って忍苦再建に精進しなければなりません。今日においてなお悪辣なる営業をなして同胞を苦しめる者、業務の公共性を全然顧慮せざる業者には、本組合の調査進言に基づき断固たる国家の制裁あるべきことを忠告致します。

休戦にあたり不幸罹災されし多数の組合員並びに御家族に深甚なる御同情を申し上げるとともに、不幸本組合もまた罹災のため何等慰藉の手段を講じ得ざることを御詫びし、一日も早く復興されることを期待しております。

残存組合員各位は今後営業上、家庭上種々の障碍が一層加重されることと思われませんが、一大勇猛心を振るい起こし、誠実業務に健闘せられることを切望いたします。

ここで、なぜ「休戦」という言葉が使われたのかについての証言は得られてないのであるが、8月15日当日の会議で、混乱した状況かつ極めて限られた情報の中で、さまざまな

⁵⁹ 以上および以下の引用は東京都古書籍商業協同組合（1974），p.156-157による。

議論を経て「休戦」という言葉を選んだものと推察される。内容については、戦時下の軍国主義的精神から戦後民主主義的精神への切り替えなど、まったくできていない中で作成されたものとはいえ、文化日本の建設や文化財供給の職責などを標榜した点は、古書店としての矜持がこめられた声明と受け取れる。

その後、組合としては敗戦による公定価格の取り扱いについて、全国の組合からの問い合わせが殺到し、政府・農商省と連絡をとり合うなどして対応した。また、交換会については、同年10月から各支部において徐々に再開し、11月から本部交換会が常時開催されるようになった。そして、12月5日発行の『組合報』10・11月合併号に、全国古書古書籍業統制組合理事長、田中慶太郎の名前で、古書籍を含めて公定価格廃止の政府方針が固まり（価格統制令の廃止は1946（昭和21）年3月）、統制組合についても近く商工当局から解散命令が発せられることが公表された。また、「参考」として、東京都統制組合は商工組合法の改廃を待たず、新組合設立準備委員を挙げ、本年末をもって實際上、現統制組合を解散し、新組合の発足をなす予定」とも宣言されている⁶⁰。

実際の全国統制組合の解散は1946（昭和21）年11月11日の商工協同組合法の公布と、商工、農林、その他の省令等、東京都令等が整った後となった。ただし、商工協同組合法は「形式的にはいちおう協同組合原則にたつものであったが、その本質は任意主義的なものであり、かつ中小企業者のための組合主義たるべきことが明確にうちだされていない」ことから、1949（昭和24）年7月制定の中小企業等協同組合法にとってかわられた⁶¹。

それはともかく、戦後の東京都古書籍統制組合の解散から東京都古書籍商業協同組合の創立に至る経緯もたいへん興味深い。本論の射程外となるため、ここでは新組合創立が1947（昭和22）年3月31日であったことのみ確認しておこう⁶²。

以上、戦時統制の強化に伴う組合組織の変化に注目して、任意団体から準則組合、商業組合を経て商工組合すなわち統制組合までの展開、および組合と市会・交換会との関係の変化についてみてきた。次に、第2の研究課題として掲げた価格統制の強化の側面について、公定価格制を中心に、節をあらためてみていくことにしよう。

⁶⁰ 以上は東京都古書籍商業協同組合（1974）、p.158による。

⁶¹ 通商産業省（1963）、p.415。

⁶² 以上は東京都古書籍商業協同組合（1974）、p.157、p.162による。

4. 価格統制の強化と公定価格制

4-1 「九・一八価格」（停止価格）の設定

古書は、規格化された量産品である新刊書と異なり、基本的に一点ものであることから、一点一点の状態に応じて価格が設定され、多くの場合、販売価格は本体に表示される。いわゆる正札販売方式である。こうした方式がいつ頃からとられるようになったのかについて、大雲英二は次のように証言している⁶³。

現在では何処でも殆ど売価を標示しての正札販売ですが昔はそうではなかったわけです。これは芳賀さん（芳賀大三郎、筆者加筆）を初め、戸田、津田謹さんなどもしましたが、それより前に大正二年頃と思います。岩波（岩波書店、筆者加筆）さんがやられ、続いて一誠堂さんもその頃初められました。それで神田の同志会（神田書籍商同志会、筆者加筆）が儲かるものを、なぜ正札などつけるかと言って抗議を申し込んだと云う記憶があります。それから宇佐美東洋堂が他店より高価に買入という文字を使って新聞広告などに出したので問題になったこともありました。

つまり、1920年代には古書の正札販売が定着しており、自由競争のもとにあったといえる。そうした中で、1937（昭和12）年7月に日中戦争がはじまり、「だんだん戦争が進むにつれて、高くしても売れるというような時代になってきて、中にはべらぼうな値をつける」業者も出てくるようになり、その結果「停止価額の問題が起こった」と三橋猛雄は指摘している⁶⁴。つまり、古書の場合、戦時統制は配給統制や切符制のような間接的方法をとらず、いきなり公定価格制による価格への直接的な統制という方法がとられた。

そのきっかけは、すでに述べた1940（昭和15）年7月31日の警察庁からの呼び出しにあった。これは、1939（昭和14）年10月18日の価格等統制令を経て、1940（昭和15）年6月24日に商工、農林両省から暴利行為等取締令改正により価格表示規程が告示され、7月8日には実施の通告があったにもかかわらず、東京古書籍商組合はその内容を組合員や市会に周知徹底させていなかったことに対する警察庁からの呼び出しである。これが組合機構改革の契機となったことはすでに触れたが、同時にこれ以降、モノ不足と物価高騰へ

⁶³ 神田古書籍商史編纂会（1964），p.5。

⁶⁴ 神田古書籍商史編纂会（1964），p.4。

の対策が配給統制や切符制といったいわば間接的統制ではなく、公定価格制による価格統制という直接的方法が本格的にとられた。

具体的には、組合は警察庁より「昭和 14 年 9 月 18 日当時の売価を調査評価した価格表を提示し、これが認可を得たる上、厳守販売するように」との通告、いわゆる「九・一八停止令」を受け、1940（昭和 15）年 8 月 1 日、各市会に「九・一八価格の自粛断行」の提示を依頼した。さらに、「基準価格調査会」を設けて「古書籍基準販売価格表」を作成し、商工省に提出し、10 月 1 日に認可された。つまり、前年 9 月 18 日時点での価格を「九・一八価格」ないし「停止価格」（実質的な最高価格）として基準販売価格表をつくり、それ以下での販売を求める公定価格制である。「九・一八価格」に凍結された物品を「価格停止品」と呼び、これを表示するためにマル停マーク（「停」の字をマル囲い）が付けられた。その後、組合は公定価格研究委員会を 11 月 14 日に発足させ、以降、1945（昭和 20）年 8 月の敗戦まで、公定価格を数次にわたって発表した⁶⁵。

また、市会に関しては、組合の市場係委員会が 1940 年 8 月 31 日、次の項目を決議した。ここで中心に位置づけられているのは、政府の価格統制政策に則った「九・一八価格」以下での販売の呼びかけである。

- 一、市会の用語を廃し、交換会に改む。
- 二、いまより交換会においては、九・一八値段を標準とし、その九掛以下に落とすこと。それ以上の発生は無効と見なし、振手の権限を以て実行を期す。また停止価格以上に落札した時は、その価格以下に引下げること。
- 三、価格表に記載なきものは、九・一八以下に引下げ、上声の出直りは認めぬこと。指し値同じ者のある時は抽選とす。
- 四、学生用の教科書参考書などは、とくに自粛値を以て売買すること。
- 五、交換会で自粛自戒の協定に反して取引する者は、警察の協力下に注意して取り締まってもらうこと。
- 六、闇取引などをなす者は、その氏名を月報に掲載して公表すること。
- 七、全連（全国古書籍商組合連合会、筆者加筆）未加入業者はいかなる府県にても交換会へ出入を許さずぞ。

⁶⁵ 以上は東京都古書籍商業協同組合（1974）、p.137 による。

4-2 公定価格の改定

上述のように公定価格は、いったん1939（昭和14年）年9月18日時点での価格である「九・一八価格」を「停止価格」（実質的な最高価格）として、1940（昭和15）年10月1日に基準販売価格表が商工省から認可された。しかし、古書の供給不足から、価格上昇圧力がつねにあり、売手にとっても買手にとっても、停止価格の水準は不満を強めたため、その後、公定価格の改定が数次にわたって行われた。この頃の状況とその後の展開について、反町茂雄は反町（1987）において、次のように解説している⁶⁶。

古本業界は無難に、安定して居る最中に、公定価格の問題が突発して、大さわぎになりました。

昭和15年に始まって、16年3月に施行された公定価格は、古本の出まわりを急に悪くした。機械的に一率に決められた公定価格では、良い本、売れる本ほど割安です。従って、それらを売る人は躊躇をする。市場には良書は出ない。はびこるのは悪本だけ。

どこの古本屋さんの店頭でも、棚につまってあるのは駄本ばかり。業者は悲鳴をあげて、公定価格の改訂を求める。組合は商工省に請願して、17年・18年・19年と、毎年価格の改訂をしてもらいました。しかし、効果はホンの当座だけ。

物資の不足で、新本の発行部数はドンドン減る、質は年々に悪くなる、おまけに定価は上がる一方。ですから古本の価値は増すばかり。お役所の改訂は後手後手で、追いつけない。

さて、公定価格改定の検討をはじめとする戦時統制への対応は、1942（昭和17）年6月15日、軍人会館（現在の九段会館）で開催された、全連の総会において中央専門委員会を設置し、その下で行われることになった。同委員会の委員長は反町茂雄が務めた。中央専門委員会は総務、事業、営業統制、会計、指導の5部で構成され、定例会を毎月1回、定例中央委員会評議員会を隔月に1回開催して、「統制経済下の全連の活動と運営に万全を記する態勢を整えた」⁶⁷。第一支部から、評議員に巖松堂古典部、一誠堂、北沢、東陽堂を

⁶⁶ 反町（1987），pp.35-36。

⁶⁷ 以上は東京都古書籍商業協同組合（1974），p.151による。

推薦したという⁶⁸。

1941（昭和 16）年時点での、古書の公定価格（一般書は昭和 16 年、和本は昭和 18 年）と、前後の時⁶⁹期の市場価格の例を示したのが表 4－1 である。原資料は、反町茂雄が 1950（昭和 25）年に設立した古書業界の若手の古典籍を中心とする勉強会である「文車の会」の会員が 1957（昭和 32）年から 1958 年にかけて収集したデータであり、神田古書籍商史編纂会（1964）の巻末附録として掲載されている。巻末附録には公定価格が記されているものと、されていないものが掲載されているが、ここでは公定価格が記されているものを選んでみる。一般書も和本も昭和 10 年の市場価格よりも公定価格の方が高く設定されている。また、倍率は昭和 10 年から 25 年にかけての価格上昇率であり、戦後のインフレーションを反映して、いずれも高い倍率を示している。

なお、反町（1987）によると、和本の公定価格の基準年が、一般書が昭和 16 年となっているのに対して、昭和 18 年となっているのは、昭和 16 年の第一回の公定価格公示では、古典籍類は全部適用除外となり、17 年の第一回の改定でも「申しわけのごく僅かのももの公定価格が特掲された」にとどまったからであり、その後も細かく設定される事がなくて済んだという。その理由は、「和本は流布の範囲が狭く、数量も少ない」ことによると説明している。

古書籍の公定価格の最初の全面的な改定は、1942（昭和 17）年 7 月 4 日、商工省告示 746 号によって行われた。比較的大幅な改定であった。全連はこの日、新公定価格発表会を東京図書倶楽部で開き、本部役員、支部役員（正副支部長、班長、組長）150 余名が出席したという。さらに全連は、『全連会報』8 月号を「公定価格特集号」として、マル公（「公」の字をマル囲い）の一覧表を掲載し、「新商道の実践は公定価格は最高の標準販売価格です。本の良否を識別して販売値段を付けませう」（原文のママ）との一文を付した⁷⁰。これは、公定価格はあくまでも最高価格であることと、古書は一点ものであって、たとえ同じタイトルでも状態が異なれば異なる販売価格をつけるべき、という古書の特徴に基づくものといえよう。

⁶⁸ 神田古書籍商史編纂会（1964），p.10。

⁶⁹ 反町（1987），pp.37-38。

⁷⁰ 神田古書籍商史編纂会（1964），p.10。

表4-1 古書（一般書）の分類別の市場価格と公定価格（昭和16年）の例

分類項目	著書	書名	発行年	冊数	10年 円	公定価格 円	25年 円	倍率
一般書の部						昭16年		
一、書誌書目	佐村八郎	国書解題（増訂版）	昭5	2	14	25	1,700	121
	赤堀又次郎	国語学書目解題	明35	1	9	12	1,000	111
二、辞書辞典	神宮寺聴	古事類苑	明9	51	350	600	25,000	71
	表現社	古事類苑	昭2	51	380	500	28,000	74
三、叢書類	国書刊行会	国書刊行会叢書	明38～ 大2	260	550	1,000	38,000	69
	三村竹清	日本芸林叢書	昭3	12	26	40	1,500	58
四、国語、国文、 漢文	室松岩雄	国文註釈全書	明40～ 43	20	60	90	8,500	142
	国民図書	校註国歌大系	昭2	28	50	85	7,800	156
五、国史、伝記、 考古、民俗	早川純三郎	日本史籍協会叢書	大4～ 昭8	187	850	1,400	48,000	56
	今泉定介	増訂故事双書	昭3～8	41	90	180	13,500	150
六、東洋関係	桜井時太郎	東洋歴史集成	大6	3	15	20	1,000	67
	三宅米吉編	那珂通世遺書	大4	1	30	45	1,800	60
七、地理、地誌	江戸双書刊行会	江戸叢書	大5	12	40	65	7,500	188
	京都叢書刊行会	京都叢書	大4	16	40	50	5,000	103
八、宗教、倫理、 教育、思想	高楠順次郎	大正新修 大藏経	大9～13	100	1,000	1,500	68,000	68
	南条、望月、 高楠、大村	大日本仏教全書	明44	151	380	600	49,000	129
九、法政、経済、 社会、農政	滝本誠一	日本経済大典	昭3	54	120	250	35,000	292
	改造社	明治前期財政経済 資料集成	大12	21	65	180	65,000	1,000
十、美術、趣味、 等々	興文社	書画鑑定法	大5	3	17	35	1,400	82
	国民図書	万国図案大辞典	昭6	21	40	85	8,400	210
十一、自然科学	白井光太郎	日本博物学年表 （改訂増補）	昭9	1	4	7	350	88
	春陽堂	国訳本草綱目	昭5～9	15	47	60	3,000	64
十二、近代文学	岩波書店	露伴全集	昭8	12	50	85	8,500	170
	外山正一	新体詩抄（初版）	明15	1	70	100	1,300	18
和本の部						昭18年		
二、国史、国文、 伝記等	本居宣長	古訓古事記	寛政11	3	2.50	4	350	140
	舎人親王	日本書紀	寛文中	10	6.50	15	1,000	154
	藤原良房	続日本紀	明暦3	20	8	18	1,000	125

資料：文車の会「戦前戦後に於ける古書価目録（一般書の部）」神田古書籍商史編纂会（1964）所収より筆者作成。

8月3日には、中央専門委員会の営業統制部会を東京の出版文化クラブで開催した。そこに商工省日用品課の前田事務官が臨席し、公定価格改定について懇談した。その結果、公定価格の整備研究のために、「営業統制部内に公定価格研究委員会を設置し、9月以降、

公定価格の改定に当たる」とともに、「全国各地の組合内に統制委員をおき、営業統制部会の委員会の直接指導下に公定価格遵守の徹底」を図ることとした⁷¹。このように全連が、戦時統制の全国への拡大の梃子となったことがわかる。実際、さっそく8月12日、第一支部の八木敏夫（八木書店）、他1名とともに中央専門委員として、「全連支部との連絡強化のため、地方組合幹部と懇談の巡回を行い、京都、大阪、阪神、兵庫、広島、熊本、九州連合会（福岡）などを訪ねた」という⁷²。

ここで前田事務官の仕事ぶりについて、諏訪久作が興味深い証言をしているので、紹介しておこう⁷³。

やがて支那事変（日中戦争、筆者加筆）が起き、自然と商売もやりにくくなってきました。それからだんだん戦争も拡大してくると、今度は、停止価格、マル公というものが出来て来ると、もう商売が萎縮してしまうわけです。その中古書にも公定価格が出来るという次第になり、マル公の委員が出来て商工省日用品課の前田事務官が係でいろいろ折衝しました。上役の課長という人は古本なんかは、定価の半値でいいんだと、こういうような言い方をしたんです。しかし前田さんは、古本について良く理解があったので、非常に私達業者としては好結果でありました。このように随分と苦労の時代でしたが、営業的に行きづまって廃業するというような店は、お陰様で一軒もなかったと思います。

さて、7月の公定価格改定を受けて、9月には、全連事業部から『古書籍公定価格総覧』（第二版）が発行された（第一版は1941（昭和16）年1月刊）。内容は商工省の告示、小売、交換会価、定価対照表、特掲品1,302点、187頁の菊半裁横版、定価40銭、業者正味32銭であったという⁷⁴。また、1943（昭和18）年1月5日、『全連会報』1月号に「（マル停）学術及び技芸に関する雑誌類及び和本・唐本小売価格一覧表」が掲載された。「雑誌之部」には工業化学雑誌、植物学雑誌、大審院判決録など115種、「和本・唐本之部」には「全唐詩」、「通志堂経解」（原版）、「全唐文」など223種が紹介されているという⁷⁵。このよう

⁷¹ 以上は東京都古書籍商業協同組合（1974）、p.151による。

⁷² 神田古書籍商史編纂会（1964）、p.10、東京都古書籍商業協同組合（1974）、p.151による。

⁷³ 神田古書籍商史編纂会（1964）、p.4。

⁷⁴ 東京都古書籍商業協同組合（1974）、p.152。

⁷⁵ 神田古書籍商史編纂会（1964）、p.13。

に、全連は公定価格の全国的な普及に一役買っているのである。

この時点（1942（昭和 17）年 11 月現在）での第一支部関係の公定価格委員一覧をあげると次のようになる⁷⁶。

- 1) 公価解釈研究委員：酒井宇吉（一誠堂）、高林末吉（東陽堂書店）、西塚定一（巖南堂）、太田保雄、八木敏夫
- 2) 公価対策委員（現行公価の整備改訂及び新公価の設定に対する根本方針を審議し、下記の各部門委員を統括する）：松村龍一、山田三吉（山田書店）、三橋猛雄、八木敏夫、巖松堂書店、酒井宇吉、北沢弥三郎、高林末吉、諏訪久作

【部門委員】

- (1) 公定価格第一委員会委員（大正八年以降現在迄の枠の比率に就いての基礎調査）：斎藤三郎（玉英堂書店か）、松村龍一
- (2) 公定価格第二委員会委員（学術雑誌価格の調査立案）：長門屋書房
- (3) 公定価格第三委員会委員（特掲品の削除、追加、修正及び大揃物一冊売処理方法の研究立案）：北沢弥三郎、高林末吉、三橋猛雄（委員長）、太田保雄、西塚定一、田中十藏（誠心堂書店）
- (4) 洋書標準価格研究委員会委員：松村龍一、三才社書店、鴨志田要蔵（進省堂書店）、長島進一（長島書店）、大谷正吉、三橋猛雄（委員長）

これらのうち公定価格第一委員会は、1943（昭和 18）年 2 月 6 日および 2 月 17 日に開かれ、基礎調査のために採集書目を整理した。その内容について、三橋猛雄が『全連会報』8・9 月号（公定価格特集号）に「古書籍公定価格改訂の経過と解説」と題した論考を執筆したという⁷⁷。

さて、1943（昭和 18）年に入り、戦局の悪化とともに国民生活面で紙、石鹼、燐寸などの日常消費物資が不足がちになってくる中で、古書業界にはマル公、マル停の厳守が常に要求され、さらに年末に近づくと上記の基礎調査等を踏まえて、「最高販売価格を根絶して適正価格とするための公価査定が実施」されるようになった。他方で、価格統制の強化を受けて、古書が交換会や店頭に出回らなくなったことから、「古本払拭のための諸施策が組

⁷⁶ 神田古書籍商史編纂会（1964），p.12。

⁷⁷ 神田古書籍商史編纂会（1964），p.13。

合員の切実な問題として待望され、組合業務部の活動を促すと共に、品不足を補うための貸本事業が時代の脚光を浴びて登場するようになって来た」と指摘されている⁷⁸。つまり、貸本事業ないし貸本業態への対応が組合の課題の1つとして浮上し、さっそく検討がはじめられた。

検討の一環として、同年3月2日、組合は「古本屋のあり方座談会」を神田の出版文化倶楽部で開催した。テーマは古書払底と購買心理、適正配給と専門化問題、禁止本の処置、古書出廻りと倫理化運動、企業整備問題などで、外部から松本潤一郎氏（1893年生まれの理論社会学者、1938年より東京高等師範学校教授）を招き、組合側の出席として反町茂雄、青木直記、第一支部から三橋猛雄、八木敏夫が参加した⁷⁹。

その後、5月1日に組合が貸本業態調査委員会を立ち上げ、委員に第一支部から松村龍一、波木井吉正（波木井書店）の2名が参加することとなった。6月4日には、全連総会が東京図書倶楽部で開催され、同組合による貸本業への対応について説明と議論が行われた結果、全連としては統一的な対応はとらず、「各地方の実情にそった方法を各地で採用することがよいという方針を示して承認を得た」という⁸⁰。その後、6月中に古書が交換会や店頭に出回るようにするにはどのように活動すべきかを検討する古書出廻促進運動研究委員会が立ち上げられ、第一支部から八木敏夫、西塚定一、高林末吉が委員として参加した⁸¹。また、8月28日には貸本指導委員会が開催された。第一支部の貸本指導員長は住沢光治、指導員は飯倉八郎であった。さらに9月には、古書出廻促進実行委員が組織され、第一支部からは鴨志田三郎、八木敏夫、佐藤毅（崇文荘書店）、西塚定一、太田保雄、三橋猛雄、荻野徳之が委員となった⁸²。

貸本業にかかわるこの頃の古書業の業界構造の変化について、反町茂雄はこの年の『読書と文献』（日本古書通信社）12月号において、次のように述べている⁸³。この時点で古書単独での商売が成り立ち難くなってきていたことがわかる⁸⁴。

⁷⁸ 以上は神田古書籍商史編纂会（1964）、p.12による。

⁷⁹ 以上は神田古書籍商史編纂会（1964）、p.14による。対談の内容は『全連会報』3・4月合併号に掲載

⁸⁰ 以上は神田古書籍商史編纂会（1964）、p.14による。

⁸¹ 神田古書籍商史編纂会（1964）、p.15。

⁸² 以上は神田古書籍商史編纂会（1964）、p.16による。

⁸³ 神田古書籍商史編纂会（1964）、p.16。

⁸⁴ 戦前および戦後に古書店から貸本業に転じたり、貸本業や先に述べた回読会（読書会）から古書店に転じたりした人たちについては、青木（2008）が具体的に紹介しており参考になる。

品不足、人手不足、改訂は加えられたとは云え、古書の公定価格の矛盾から「高度の不足感」は古本業界を大きく三分しました。やや中心に近い部分は新本業へ逃避し、下町及び新市域の人々は貸本へ転向しました。「神田に古本が少ない」と云う声をしきりにしますが、嘗ては世界でも類の少ない程櫛比してみた古本街が、どの店も一様の新本街に変貌し、一方下町及び新市街では競って貸本に看板を塗りかへ、残る三分の一の中流ところが古本専業で頑張っている状態です。此の形勢は東京、大阪、京都と、全く軌を一にし、地方の都会でも大体に於いて同じ傾向を見せています。これが今年中に古本界に起った最も重大な変化で、内に尚様々の問題を内包して、しかも今日までのところ固定、定立の境に入っていません。下半期やや押し詰ってから一挙に断行された学徒の召集、出征の大事件も以上の形勢に対して未だ根本的な変改を加へてはしません。又略々時期を等しうしつつ漸次強化の一路を辿る徴用の拡大、即ち店主徴用の頻発、年齒壮なる業者の大量的転出の影響も日を逐うて今後に表面化して来ようとしています。

以上は同時代の切羽詰まった状況で書かれたものであるが、反町は、後の時代にあらためて当時のことを振り返って次のように述べている⁸⁵。

14、5年頃から、赤紙の召集令状が、業界へも用捨なく投げ込まれて、若い有能な人々を戦場へ狩り出しました。16、7年頃には、36、7から43、4頃までの人々を、「徴用」という名義で召集して、一工員として安い労賃で、軍需工場で働かせました。売れる本はなし、活力のある働き手はお上にとられ、何時帰ってくるかの見込みも立たない。多くのお店は、廃業はモ一歩、という苦境に陥りました。

4-3 統制組合の下での価格統制

既述のように1943(昭和18)年3月、商工組合法が公布された。これを受けて、全連として統制組合への改組必然的なものと意識されるようになった。6月4日の全連総会の時点では、商工組合法の施行規則がまだ公告されていなかったことから、議題は貸本業へに

⁸⁵ 反町(1987), p.36。

対応が中心となり、9月2日の全連常任理事会において改組準備の協議が行われた⁸⁶。

そうした中で、同年10月27日、西川浩物価局長の名前で田中慶太郎全連理事長宛に「古書籍の査定実施に関する件」と題する公価査定実施通牒（通知）があった。その趣旨は、全連の下で査定した公定価格が最高価格として機能し、価格の適正が損なわれていることから、あらためて査定を実施する必要があるというところにあった。これを受けて、全連では古書籍価格査定委員会を立ち上げ、全国から委員23名が委嘱された。第一支部からは松村龍一、三橋猛雄、八木敏夫、酒井宇吉、高林末吉、北沢弥三郎が委嘱され、反町茂雄も委員となった。この委員会は、12月2日、第1回の会議をお茶の水の出版文化倶楽部で開き、三橋を委員長・議長に選出したうえで、査定案を審議し、39点の査定価格を決定した。第一支部からは、上記6名と専門委員代表として西塚が参加した。なお、全連はこれに先立って、11月に『古書籍公定価格総覧』（18年再訂）を発行しており、そこには特掲品1,990点、洋書目として英文72頁が掲載されていた⁸⁷。

以上を経て、東京では、1944（昭和19）年5月8日、東京古書籍小売商業組合の解散のための臨時総会、東京古書籍統制組合の創立総会が開催され、全国レベルでは、同年7月27日～28日の全国古書統制組合発起人会を経て、10月7日、全国古書籍統制組合の創立総会が開催されことはすでに述べたとおりである。

商業組合から統制組合へ移行するのと並行して、商工省が古書籍公定価格の一部改正を告示した（第789号）。7月3日、組合はその要旨を表にしたポスターを作成し、全組合員に配布した。以下がその内容であり、この価格表が「我々業者に最も親しまれたもの」という⁸⁸。

古書籍 マル公 最高販売価格摘要（商工省告示昭和19年6月改正）

- 一．特掲示 価格個々指定……………別表（に記載、筆者加筆）
- 二．（一）昭和17年から現在に至るもの……………奥付定価の9割
- （二）昭和15年から昭和16年以前のもの……………奥付定価の10割
- （三）昭和13年から昭和14年以前のもの……………奥付定価の13割
- （四）昭和2年から昭和12年以前のもの……………奥付定価の15割

⁸⁶ 東京都古書籍商業協同組合（1974），p.152。

⁸⁷ 以上は神田古書籍商史編纂会（1964），p.16、東京都古書籍商業協同組合（1974），pp.152～153による。

⁸⁸ 神田古書籍商史編纂会（1964），p.17。

(五) 大正 8 年から昭和元年以前のもの……奥付定価の 20 割

(六) 明治 39 年から大正 7 年以前のもの ……奥付定価の 30 割

(ただし定価 50 銭以下、1 円 50 銭までのもの)

(七) 明治 38 年以前のもの……奥付定価の 50 割

(ただし価格 40 銭以下、2 円までのもの)

(八) 文庫類 昭和 16 年から昭和 18 年以前のもの …奥付定価の 50 割

昭和 15 年以前のもの……奥付定価の 20 割

三. 許可価格品……価格個々指定……別表 (に記載、筆者加筆)

右の算定に違反、または代替書籍との交換、その他不正を強要する業者がありましたら左記へ御通報ください

全国古書籍商組合联合会

これと同時に、組合では全組合員に以下の印刷物を配布した。やや長くなるが、価格統制にかかわる当時の空気感が伝わってくる内容なので、全文を紹介することとする⁸⁹。

組合員各位に告ぐ

戦局下、我々業者に課せられたる使命の重大性を痛感せられる事、今日より切なるはない、「東京都古書籍統制組合」は本年 6 月 10 日成立し、6 月 26 日には警視庁より認可を受け、当組合は愈々決戦態勢に即応して業界の統制指導に当たる事になった。

この機会において、組合は左の古書籍業者及貸本業に関する統制事情を通達し、組合員各位の更に一段の協力を要望する次第である。

一. 価格に関する事項。本年 7 月 3 日改正の公価格に準拠し、絶対厳守励行の事、公定価格総覧 (近く新版出来)、叢書全集便覧、その他本組合会報を参照し価格の表示に誤算無きよう注意し、公定価格一覧表を必ず店内に掲示すること

二. 販売方法に関する事項。「価格等統制令」において禁止せられる売惜しみ行為、条件付売買に該当する行為は厳禁のこと

(イ) 古書籍の販売に当り代替古書籍交換を条件とする方法は絶対行わないよう、特に注意されたい

(ロ) 予約品売約済、注文品、非売品に該当する商品は、極力客の目に触れる箇所

⁸⁹ 神田古書籍商史編纂会 (1964), p.18。

に陳列せず、止むを得ぬ場合は現品を包装し置くこと

三、貸本に関する事項。貸本図書には所定の貸出図書印ならびに店名印を必ず二ヶ所以上押捺し、他の売本と混同せざること。また料金表を店内見易き場所に掲示し、料金算定上、利用者の誤解を招かざること

保証金は一級（一円）、二級（二円）、三級（三円）、四級（五円）以上は絶対に預からざること

以上に関して不明の点は、組合宛照会されたい

（注意）今後組合は益々統制を強化し、違反者は警視庁または所轄警察署と連絡を採って、制裁に当たる方針である。

東京都古書籍統制組合 理事長 田中慶太郎

神田古書籍商史編纂会（1964）では、こうした文書が配布された背景として、当時の古書店が深刻な品不足に陥っていたことが推察されるとともに、公定価格を厳守すればするほど店内から優良書が減っていくことから、古書店を見限り組合を脱退し、新刊書専門店に移行する店舗が増える一方で、古書専門を固守しようとする店舗では、「店主自身の秘蔵なる稀書までも、顧客の切なる懇望を黙し難く手離すような始末」であったと指摘されている⁹⁰。

ところで、先にも触れたように東京への空襲は1944（昭和19）年の初冬の時期から激しくなった。1945（昭和20）年4月13日の空襲によって組合事務所等が入居する東京図書倶楽部の全焼という不幸な事態に見舞われたのであるが、そうした混乱の状況下においても、公定価格改正の動きが容赦なく襲った。改正を告示する官報を求めて、組合事務所の和田書記が都内をあちこち回ったが、なかなか入手できないでいたところ、5月18日になって前田事務官が仮事務所にあられ、公定価格改正が4月14日の官報で告示されていることを知らせた。これを受けて、組合はただちに全国29組合に公定価格改定について打電するとともに、翌19日に支部長会を開催し公定価格改正を報告し、複写回覧、売価訂正などの厳守を依頼した。さらに、公価査定委員会の第1回を6月20日に、第2回を7月15日に開催し、査定価格と類別指定を決定し『組合報』に掲載した。このように、公定価格厳守の努力は、戦争が終わる直前まで続けられた⁹¹。参考までに、戦争末期（1945（昭和20）

⁹⁰ 神田古書籍商史編纂会（1964），p.18。

⁹¹ 以上は東京都古書籍商業協同組合（1974），p.156による。

年 8 月 15 日まで)の神保町古書店の分野別の市況を、神田古書籍商史編纂会(1964)によって整理すると、表 4-2 のようになる。

表 4-2 戦争末期(1945年8月15日まで)の神保町古書店の分野別市況

分野	市況
社会科学関係	戦時中は(中略)戦力増強に寄与すると考えられるもの以外は出版は許されず、左翼思想に対する弾圧は思想警察官をして書棚の隅々まで捜査させるという状態で(中略)、昭和20年に入ってからわずかに残って店頭の小隅に並べられたものは、国粹的なものか、紙屑同様な罪のないものに過ぎなかった。
自然科学関係	戦争中の自然科学関係の書物の出版は比較的他の分野より用紙の割当において優遇されたのであるが、戦い激しくなるや出版界全体が麻痺状態をおこし、したがってこの業界においても、枯渇の状態を呈した。
和本・唐本・美術関係書	終戦直前の仕入は大変多かった。田中十藏(誠心堂書店)の回想録によると「空襲が激しくなった昭和20年御得意様よりの御蔵書の整理が非常に多く、再三再四御断りしても、価格は問題でない是非引取を早くとのことゆえ、徴用を休み荷車を借り自分で引取に行く始末。店頭でも御客が自分でリュックで御持参買入せよと実に閉口しました。」(以下略)
洋書	戦時中に関する記述なし。
資料および 学術雑誌 バックナンバー	最も華々しく活躍したのは昭和20年以前であって、航空、造船、火薬、等直接戦争に連なる雑誌はその花形であった。昭和20年に入っても、品物の補給と輸送の手段のつく人には売込みに困難はなかった。しかしその取扱業者の大部分が本郷地区の人々であって、戦前第一支部員でこれに関与した人は長門屋、大久保、北沢等に限られた。
リプリント	1933(昭和8年)の為替管理強化に依り一般人の外国書の入手が非常に困難になった。こうした時に大学においては、少なくとも教授用のテキストとしてある種の本が相当数必要であった。したがってそれらの本の複製を出入の印刷業者に頼む風習が行なわれ始めた。それが1941年(昭和16年)大東亜戦争勃発するや外国書の輸入は絶望となり、一冊の洋書も入らなくなった。一方、国家は戦力増強のため多数技術者の養成を計ったので、外国理工書の需要は急速に上昇し、基本的理工図書の翻訳が主として前記の印刷屋等に依ってヤミ紙で始められた。最初は外国書輸入業者は将来貿易再開の時の障害を慮って手を出さなかったが、戦争の進行とともにそれ等の有力業者も団結し出版会社を作り、出版会より特配の用紙をもらい刊行するようになった。
特価本	戦前より「かずもの」の名で親しまれた、特価本はこの期間に特殊な経過をたどり、我々組合員の中からもこの方面に転向又は兼業する者をかなり見るにいたった。
貸本	昭和18年貸本統制要綱の発表は貸本が大きく社会的注目を惹き始めた証拠である。戦の進行につれて書物の欠乏が一冊の書物をグルグルと多数の人々に読ます貸本制度が、その時代の要求に適合したものであるため、終戦前後の組合員の中における貸本屋の比率はすこぶる高く、四割前後を占めていたようである。しかし第一支部においては例外的に少なく住沢、飯倉、大柴、石原、四人位のものである。
新刊本	昭和20年前後には公的出版物以外は用紙不足のためほとんど発行されず、一部は切符割制となり、時たま日配から配られる新刊書も直に姿を消し、その中のあるものは物々交換に使われたとの噂があった。
露天	神田ことに現在のすずらん通りに、戦前すつと前から文学書等を並べて売る露天のあったことは有名である。それが燈火管制等の関係から早く消えていった。
交換会と交換会場	昭和20年に入ってから、市場は古書倶楽部で休みなく開かれていた。しかし応召、徴用、と人手は減り、残る老人ばかりとなり、その上、空襲警報が頻繁に発令されるので、出席者は大幅に減っていった。昭和20年4月13日に古書倶楽部が被災して、西神田倶楽部に移ってからは益々減少し、時には流会する様になり、又開催しても精々一、二時間で終わり、出来高も千円位というところとなった。当時の主な買主は三橋、松村、金井、長嶋、等で売主は魚住、金井、三喜屋、水谷、永森、その他等であった。

出所：神田古書籍商史編纂会(1964)、pp.27-38による。

敗戦直後の時期も、戦時中の価格統制令が生きていたことから、8月25日に第3回の公価査定委員会を開き、類別査定を行い、9種を決定し、『組合報』5・6・7月合併号（田中理事長の声明「休戦に際し組合員に告ぐ」と同号）に掲載した。9月に入ると、公定価格の取り扱いに関して全国の組合からの問い合わせが組合事務所に入るようになり、三橋猛雄理事が農商省を訪れ状況の把握にあたった。この頃からすでに公定価格廃止の噂はあちこちで聞かれるようになっていた。そうした中で、9月20日に発刊された『組合報』8・9月合併号に、学術雑誌販売査定価格が掲載されたが、これが公定価格の最後の発表となった。この時期の物資不足、激しいインフレの中で、物々交換が広く行われる状況において、公定価格がまったく意味をなさなくなることが背景にある。正式に公定価格が撤廃されるのは、1946（昭和21）年3月の物価統制令廃止からであった⁹²。

1945（昭和20）年12月5日発行の『組合報』10・11月合併号に掲載された、公定価格廃止と統制組合解散に関する田中慶太郎理事長名の声明を紹介しておこう。

公価撤廃と組合解散

一、商工大臣の一般価格政策に関する数度の声明に基づき、古書籍公定価格は他の日用雑貨のマル公とともに近く撤廃されることになり、目下当局において、所定の手続きを準備中であります。

しかし終戦後の一般経済情勢は古書籍マル公の遵守励行を不可能ならしめ、今日においてはむしろ自由価格とすることに依り需給を円滑ならしむるものと信じられますので、本組合は全国的価格統制をここに廃止することとしました。

各地組合におかれては、右の事情を御理解の上、地方的情勢を考慮され公正適宜の処置をとられんことを希望致します。

二、本組合の最大事業たる価格統制を廃止しました以上、組合存続の必要がなくなりましたので、近く商工当局より解散命令が発せられる予定であります。（以下略）

昭和20年11月

全国古書籍業統制組合 理事長 田中慶太郎

以上、物価高騰対策として導入された公定価格制による価格統制についてみてきた。公定価格はほとんどの商品に設定されたが、戦局の悪化に伴う物資不足に起因して有効に機

⁹² 以上は東京都古書籍商業協同組合（1974），p.157による。

能せず、必需品については切符制が切り替えられた。それでも闇取引、闇価格などが横行した。これに対して、古書は供給源が不特定多数で、同一商品名であっても1点1点が異質なものであることから、切符制は馴染まないため、公定価格を最高価格として設定するという方法が最後まで維持された。しかし、画一的な公定価格で需要と供給を一致させることは不可能であり、戦争末期に古書は一般の人々の間で物々交換に使われることが多くなった。一部の古書店においても、商品不足と品質低下を防ぐために、他の本と交換する方法、すなわち「交換本方法」という取引形態がとられることがあった。組合として公定価格厳守を掲げさまざまな行動をとる一方で、こうした物々交換が行われていたという事実は、公定価格制による価格統制の限界を示すものといえよう⁹³。

5. 戦時下の神田神保町の商業報国運動と街並み変化

5-1 商業報国運動・勤労奉仕等への動員

ここから、戦時統制にかかわる付随的な研究課題として掲げた、戦時下の神保町古書店街における人間関係（社会ネットワーク）と戦災による街並みの変化について検討していく。まず、前者については、これまでみてきた古書店の本業にかかわる組合活動と並行して⁹⁴、この時期に地域活動として動員された商業報国運動や勤労奉仕等の側面に注目しよう。

先に戦時下にあることを実感させる出来事の1つとして、1942（昭和17）年1月24日の「大東亜戦捷大行進」を実施し、東京古書商組から950名の参加があったことに言及した。これは緒戦において戦局が有利に展開していることを祝す行事といえるが、じつはそのわずか数カ月後の4月18日、東京など国内主要都市がアメリカ軍機に最初の空襲を受けている。これは指揮官の名前から「ドーリットル空襲」と呼ばれる⁹⁵。これについて、神田古書籍商史編纂会（1964）は、同年5月の記録として次のように記している⁹⁶。

遂に帝都が敵機の洗礼を受けた。然し薄暗い管制下の書店の棚に書物を漁る真摯な

⁹³ 以上は神田古書籍商史編纂会（1964）、p.27による。

⁹⁴ ここでの組合活動は、東京古書籍商組合ないし東京古書籍統制組合、およびそれぞれの全国組織における活動をさしている。

⁹⁵ 「本土初、ドーリットル空襲80年 隠された真実、透ける敗戦の構図」『東京新聞』2022年6月16日。https://www.tokyo-np.co.jp/article/183650（2023/1/30確認）。

⁹⁶ 神田古書籍商史編纂会（1964）、p.10。

読書人の姿を見得ることは心強く、この事あってから急に各家庭では屋内に防空壕を掘つたり、風呂桶や防火用水槽には常に満水にし男子は防護団服、婦人はモンペ姿に国防婦人会の肩掛けで、防火訓練を繰返すようになった。

こうした戦時下の緊張感が徐々に高まってくる中で、同上書の1942年8月の記録として、当局からさまざまな団体に対して勤労奉仕に出ることを要求する命令が来るようになったとある。その際、勤労奉仕の目的は精神運動の側面が強く、「従業員の代理は原則認めず、白髪或は禿頭の店主が筋肉労働に出るようになった」と指摘されている点は、当時の空気感を率直にあらわしていて興味深い。実際に勤労奉仕に出勤した先としては、18年から19年、20年のはじめごろまでに日本書籍における教科書製作手伝い、大塚駅および巣鴨駅における運搬手伝い、大日本印刷における主として軍票印刷の手伝い、東京ゴム会社におけるゴムホース製作手伝いなどがあげられるという⁹⁷。

さて、1942（昭和17）年8月にいったん戻って、勤労奉仕等への動員の状況についてみていこう。8月18日、東京古書商報の緊急常任幹事会が開催され、勤労奉仕に関する東京府本部の指令について議論された。これを受けて、翌19日、支部長と分会長による勤労奉仕打合せ会を開催し、次のことを決定した。（一）勤労報国隊員出勤者名簿提出：8月23日午前中、（二）勤労奉仕期間：1人5日間、（三）勤務先：中央郵便局、神田、四谷、小石川郵便局、（四）条件：身体壮健者、以上である。第一支部は、神田郵便局へ30人出勤することになった。そして、9月1日、第一支部の商報勤労報国隊入所式が神田一ツ橋会館で挙行され、第一班から参加の10人の担当は、速達配達係に鴨志田三郎、松村龍一、市田武夫、巖翠堂、通常収集係に小宮山慶一、大雲英二、電報配達係は諏訪久作、玉英堂、内勤係は大同書院であった。このときの勤労奉仕の様子は、『全連会報』10月号掲載の鴨志田の手記によると、「朝5時に起き、5時半より仕事に出る。朝食前に一仕事を済ませ局内の朝食を取る（以下略）」といったものであったという⁹⁸。

また、体力強化と戦意発揚の狙いから、9月26日には東京古書商組主催で第1回錬成支部対抗大運動会が豊島園第一グラウンドで開催され（21種目の競技の結果、第一支部が優勝）、11月5日には東京古書籍商報国会推進隊員一行54名によって強歩錬成会が開催された（第一支部からは住沢光治ほか参加）という。強歩錬成会の様子は、「午前七時二十分新宿駅

⁹⁷ 以上は神田古書籍商史編纂会（1964）、pp.10-11による。

⁹⁸ 以上は神田古書籍商史編纂会（1964）、p.11による。

広場に集合、八時新宿発、御嶽駅下車、御嶽の社前に額づき聖戦必勝を祈願、日の出山頂に立ったのが正午、少憩の後養沢鍾乳洞を見学、道が広くなると二列縦隊に編成、軍歌も高らかに隊伍整然、薄暮の五日市発、新宿駅着は午前七時、解散」というもので、まさに戦争遂行のための行事といえた⁹⁹。

1943（昭和18）年に入ると、戦局の悪化から日常の消費物資の不足が目立ち耐乏生活が求められるようになる一方で、東京古書商組に対しては公定価格厳守の要求など統制色が強まった。そうした中で毎年の恒例行事として、2月8日に東京古書商組の通常総代会での勤続店員表彰式（第一支部関係の表彰者は6名）、2月12日には交換会表彰式（第一支部関係者の表彰者は2名）がとり行われた。ただし、これら表彰式は、次年度の統制組合への再編以降、記録が残されていないことから、廃止されたものとみられる。また、前年度は盛大に実施された練成運動会は時局柄への配慮から中止されている。

同じく2月12日には、東京古書商組の支部長会議で全支部長の了解の下に、東京古書籍商報国会推進隊の各推進隊小隊長が所属支部役員会に出席し、支部の動きと商報推進隊の活動との間の融和、連絡にあたることを決定した。いよいよ組合と報国会の活動の一体化が強力に推進されるようになったわけである。このときの組合第一支部にあたる報国会第一小隊の小隊長は小宮山慶一であった¹⁰⁰。

4月1日から5日間、第一支部の輸送協力勤労報国会隊が、大塚駅に出勤し、鉄板運びやトランク積み込みに従事した。割当出勤延日数は450日に及んだ。その後、7月30日に東京古書商組主催で「輸送協力勤労奉仕の体験を語る」座談会が組合事務所で開催され、松村龍一の司会で、各支部の班長で勤労奉仕をした人々16名が参集した。第一支部からは住沢光治が出席した。また、7月19日には東京古書商組と東京古書商報の共催で祈願練成、雨中の富士登山が実施された。参加者は134名で、最高年齢者は第一支部の高山清太郎、61歳であったという¹⁰¹。

1944（昭和19）年に入ると、戦局がますます悪化する中で、古書店業界としては、支部活動よりも組合としての活動に重点がおかれ、支部活動に関する記録があまり残っていない。また、組合関係者の軍隊への召集、軍需工場等への応徴などが相次いだことから、『全連会報』に招集や応徴のため自店の借り手を求める広告が目につくようになったという。

⁹⁹ 以上は神田古書籍商史編纂会（1964）、p.11による。

¹⁰⁰ 以上は神田古書籍商史編纂会（1964）、p.14による。

¹⁰¹ 以上は神田古書籍商史編纂会（1964）、pp.14-16による。

例えば、同年1月号には次のような広告が掲載された。「至急 書店倉庫又は事務所向き五坪、電車通り、応徴の為理解ある方の利用を望む。詳細神田区三崎町大成中学前、邦文堂書店へ御照会乞う」¹⁰²。11月16日には、東京古書商報の勤労報国隊は協力令に基づいて、印刷会社に対する各支部交互での勤労協力の第1回出勤を行い、12月中旬より3月末まで第2回の勤労協力を実施した。

5-2 戦災による街並み変化

次に、戦災による神保町の街並みの変化という観点から整理していこう。

先に述べたように、アメリカ軍機による東京などへの最初の空襲は、早くも1942（昭和17）年4月18日に行われている。これを受けて、神保町でも防空壕を掘ったり、防火訓練を行ったりがおっとり刀ではじまった。その後、1944年12月には空襲が激しくなったことから、月刊誌『読書と文献』（日本古書通信社）が休刊になったり、古書会館における即売展が一時休止されたりした。

しかし、神保町における戦争の災禍が本格化するのは、1945（昭和20）年に入ってからであった。同年度の組合支部の体制は、支部長に村口四郎、副支部長に新田雄次、会計担当に長島進一であったが、上述したように村口支部長は前年に応召し、支部長代理をしていた新田は4月には戦災を受け郷里静岡に疎開し、「以後戦局の進展とともに支部活動というべき程の事は何もなく」になったという。前年7月に学童疎開要綱が政府から発表され、順次実行に移される一方で、同時期に陥落したサイパン島を基地とする爆撃機B29の空襲で神田地区より子どもや女性のほとんどが疎開して姿を消した。また、空襲警報発令中は営業を休むので、開店時間が次第に短くなり、店を開けないところも多くなって来たという¹⁰³。

そうした中で、同年2月25日、この地区一帯に大きな被害をもたらす空襲に見舞われた。その際の状況について、神田古書籍商史編纂会（1964）では次のように述べられている¹⁰⁴。

大本営発表「本25日午前、敵機動部隊約600機、関東地方に来襲せり。別に同日午後B29約130機、主として帝都に侵入雲上より盲爆せり」。この日は大雪であったが、

¹⁰² 以上は神田古書籍商史編纂会（1964），p.17による。

¹⁰³ 以上は神田古書籍商史編纂会（1964），pp.39-40による。

¹⁰⁴ 神田古書籍商史編纂会（1964），p.40。

この爆撃に依り錦町一帯の組合員はほとんど罹災した。焼失組合員。「南洋堂支店、豊島屋、梅沢、誠美堂、有起堂、英山堂、万松堂、国際書房、赤石、良文堂、道明、根橋、大山、大島。」南洋堂の当日の売上帳に売上 201 円 65 五銭とあり、その余白に「大雪一尺五寸以上、午前 7 時半警報、終日襲撃さる。小川町店 3 時半に焼失す」とある。また国際書房の服部は「すぐ近所に焼夷弾が落下、その消火に夢中になっている中に、自分の家が燃え始め、タイプライターと荷造してあった若干の本を雪の上へ投げ出しただけで全焼した。」という。小川町交差点の附近に 3 個の爆弾も投下された。戦後警視庁の発表に依ると当日の投下爆弾 261 個、焼夷弾数万、死傷者 627 人

さらに、前述したように 4 月 13 日の空襲によって東京図書倶楽部が焼夷弾を受け、炎上し全焼した。東京図書倶楽部は、1934（昭和 9）年に新築して以来、東京の組合事務所が入居し、二階の大広間は本部交換会会場として、あるいは「幾多の大市会や名家の売立入札市会が開かれた思い出深い建物」であり、組合事務所には「組合や明治期の古本屋に関する資料が所蔵されていたが、それらもすべて全焼とともに消滅した」という。組合の事業継続のために、4 月 19 日、一誠堂の酒井宇吉の好意により、同店二階に仮事務所を移し、和田書記がわずかに持ち出した重要書類をもとに事務をとった。また、全焼の際に「和田書記はいち早く危機を察し、重要書類など多数を美土代町の YMCA に移したが、不幸にも、そこも全焼した」という¹⁰⁵。なお、その後、組合事務所と本部交換会会場は神田猿樂町一丁目の旧三輪竹次郎氏邸に移転し、同邸に東京図書倶楽部の表札を出した¹⁰⁶。

この時点で、組合員の事業は、「出征、徴用、疎開などで閉店した者も多く、交換会も本部の場合、ただちに西神田倶楽部（神保町すずらん通りの文房堂裏手の貸席、筆者加筆）に移転して不定期ながら続行していたが、支部交換会はほとんど休会」というような状況であった¹⁰⁷。しかし、そうした中でも公定価格の改定や公価査定委員会の開催が行われたことは、すでに述べた通りである。この頃の西神田倶楽部の様子について、反町は次のように述べている¹⁰⁸。

組合の建物が焼けたのは 4 月 13 日で、そのあとは、市場は西神田倶楽部（神保町ス

¹⁰⁵ 東京都古書籍商業協同組合（1974），pp.155-156。

¹⁰⁶ 神田古書籍商史編纂会（1964），p.40。

¹⁰⁷ 東京都古書籍商業協同組合（1974），p.156。

¹⁰⁸ 反町（1987），p.38。

ズラン通りの、文房堂の裏手の貸席)の二階に移りました。古典会の市日は3・8の日で、1月に6回。毎回集まる人は5、6人か、多くて7、8人。出品は全くない日もあり、あっても量は少なく、30分か、1時間ほどで終わり、あとは空襲で焼けた話や、ヤミの食料の話ばかり。5月25日のあの空襲の後の、28日の市日には、集まる者は細川書店と、布袋屋の森川泰次郎ご老人と、私と三人だけ。出品が皆無で流会。細川信吾さんは、三日前に罹災したばかりなのに、出て来られた不屈の勇氣に敬服しました。一般書の市会は、この頃はモー休んでましたが、古典会は8月15日の終戦まで、市日には必ず開会しました。何時、どこから、何が出てくるか判らない。その時、市がなくては、というのが私たちの信念でした。

ところで、東京図書倶楽部を焼失させた空襲の「全容」について、当時の人々にどのように知らされていたのであろうか。同年4月15日付の『朝日新聞』に、次のような「大本営発表」が掲載されている¹⁰⁹。

4月13日23時より約4時間にわたりB29約170機、主として帝都に来襲し、爆弾・焼夷弾を混用、市街地を無差別爆撃せり。我制空部隊の収めたる迎撃、戦果中判明せるもの次のごとし。「撃墜41、損害を与えたるもの80機」

情報が徹底的に統制されていた当時のことであるから、上記のほかに一切の発表がなかった。しかし、この夜の空襲は東京図書倶楽部をはじめとして、「駿河台、水道橋、神保町北側、本郷元町方面を灰燼にした大爆撃」であった。神田古書籍商史編纂会(1964)には、以下のような、その場にいた人にしか語れない生々しい証言が残されている¹¹⁰。

例の通り先導誘導機が侵入して来ると、あちこち花火の様な高射砲の音はしていたが、後続部隊の目標となる焼夷弾を直ぐ近くの駿河台方面と飯田橋方面(夜間の事とて筆者の錯覚で距離はもう少し遠方であったかも知れない)の二ヶ所に投下された時には、今日は必ずやられるなど直感した。案の定後からの編隊はバラバラと三崎町界隈に焼夷弾を連続投下し、つづいて起る猛火と黒煙は天を蓋い、爆音で敵機が頭上に

¹⁰⁹ 神田古書籍商史編纂会(1964), p.24。

¹¹⁰ 神田古書籍商史編纂会(1964), p.24。

いる事は明らかでありながらも、被災者は右往左往している。そこへシュンシュンと音を立てる小型爆弾を落としていった。その一弾は神保町の交差点付近に落ち、破片が一人の足を奪い一人の婦人の腹部に当たった。その爆風は広文館から奥野書店附近までの硝子戸を破碎した。火勢は猛烈で、約30メートル離れた電車通りの反対側にいても、熱くて2分と連続して見ている事は出来ない程だった。4、5台の消防自動車が出動して来たが、火勢強く、手の下しようがなく、わずかに日活館一角だけなら食い止められると見たのか、全部がその一角に集中注水した。当夜は誠に幸せな事には、全くの無風状態で、火力が激しくなるとともに、空気の対流現象で微風が火心に向かってわずかに吹くという状態であったので、火は広く広がる事なく済み、明方近くなって火力はようやく衰えた。

戦後警視庁の発表に依ると当夜投下された爆弾5ケ以上、焼夷弾4,553以上、死傷者135人、とある。

その後、5月24日の夜襲の時も、三崎町方面の焼跡には数発の焼夷弾が落ち狐火の如く淡い光を放ち燃え続けていた。

この5月24日夜から25日にかけての空襲については、神田古書籍商史編纂会（1964）に次のように描写されている。すなわち、この空襲で「神保町一丁目南部はすずらん通り附近まで焼かれ、小川町、錦町もほとんど残るところが無くなる。相続く被災で食糧の配給は名のみとなり、ガスはもちろん電気、水道も絶え勝ちとなる。年とった店主も本土上陸にそなえて木刀で切込の訓練を受けるというような状態となる」というのである。その後、7月には、「焼跡を整理開墾した野菜畑より次第に茄子トマト等の収穫が上がるようになり栄養の補給に役立つ」ようになったという記述も現れ、もうなす術なしの感が漂う。そしてついに、8月15日正午、終戦の詔勅が放送された。同書には「当日天気晴朗にして平穏なれど、全国民強き衝撃をうく。終日酷烈な日差し焼跡を照す。」と記されている¹¹¹。

このように爆弾が小川町の交差点に投下され、焼夷弾が神保町交差点を襲うなど、空襲による火事は電車通り、すなわち現・靖国通り南側の古書店の本店（おおだな）が立ち並ぶエリアの一步手前まで来ていたのであり、逆にすずらん通りから南側、小川町、錦町も焼け野原となった。ということは空襲の日、もし強い北風が吹いていたら、あるいは強い南風が吹いていたら、このあたり一帯が火の海と化していた可能性も否定できない。とす

¹¹¹ 以上は神田古書籍商史編纂会（1964）、p.40による。

ると、冒頭に言及した、エリセーエフのマッカーサーへの「進言」やウォーナーの「日本の文化財リスト」といった逸話はやはり都市伝説に過ぎなかったのかもしれない。それはともかく、直接戦火を被らなかったエリアについて、同書で次のように述べられているので、本節の最後に紹介しておこう¹¹²。

戦時中、神田は焼夷弾攻撃の最初からの目標地区であつたらしく、夜間攻撃の手始めである、19年11月30日、B29八十機に依る最初の攻撃投下地区は、神田駅より電気学校附近一帯であつた（電気学校は現・東京電気大学のことで、千代田区神田錦町二丁目の神田スクエアあたり、筆者加筆）。その後、度々繰返された攻撃によって神田商店街は次第にその地域を狭め、終戦まで焼失を免れたのは、神保町一丁目電車通り南側と二丁目の両側となつた。ところが幸いにも、奇蹟的に難を免れたこの細長いわずかな地区に我々業者の大部分が居住していたわけである。しかし焼け残つたとはいえ、雨は洩り、壁は落ち、硝子戸は破れ、畳はボロボロ家の中には防空壕ありという実に惨憺たる姿であつた。

5-3 現在につながる社会ネットワーク

本節の最後に、戦時下の神保町における濃密な社会ネットワークが現在までどのように承継されているかについて確認しておこう。これまでみてきたことからわかるように、戦時中に組合活動や商報勤労奉仕隊等で活動していた人たちは、空襲の被害を受けながら、戦地に召集されたり工場労働等に徴用されたり、あるいは地方に疎開したりといった同時代的経験を共有しながら、緊密な社会的紐帯によって結ばれる社会ネットワークを形成していたとみることができる。そうした人たちの中には、戦時中あるいは戦後に退出・閉店した人たちもいれば、不幸にも戦死したり病死したりした人たちがいるのも事実である。しかし、次の世代、次の次の世代へと営業が承継されている店舗も少なくなく、神保町をはじめとする神田エリアという場において空間的につながるだけでなく、現在まで時間的につながる社会ネットワークが形成されているといえることができる。

こうした点を具体的に見える化して示すために、まず神田エリアで戦前から現在（2022年）まで営業継続が確認できる古書店を「老舗店」と呼ぶとすると、その老舗店の専門分野と創業年を整理した。表6-1がその結果である。老舗店は35店舗あり、それらのうち

¹¹² 神田古書籍商史編纂会（1964），p.25。

表6-1 戦前（1945年以前）から2022年まで営業継続店の専門分野と創業年

2022年の専門分野	1945年から2022年まで営業継続確認店舗名（所在）	創業年	備考
文学	玉英堂書店（神保町1丁目南側）	1902	本郷湯島天神下で創業、1926年神保町に移転 1964年以前は古書全般 日本古書通信社として創業
	田村書店（神保町1丁目南側）	1904	
	八木書店（神保町1丁目南側）	1934	
古典籍	大屋書房（神保町1丁目南側）	1882	2019年から事務所のみ
	松雲堂書店（神保町3丁目南側）	1890	
	山本書店（神保町2丁目南側）	1909	
	誠心堂書店（神保町2丁目北側）	1930	
歴史	文華堂書店（神保町2丁目南側）	1937	1964年以前は古書全般
	南海堂書店（神保町2丁目南側）	不明	
思想・宗教	友愛書房（神保町1丁目北側）	1921	2023年2月閉店
	東陽堂書店（神保町1丁目南側）	1924	
外国書	北沢書店（神保町2丁目南側）	1902	1964年以前は北沢本店 中国上海で創業、1935年祖師谷大蔵で開店、 1937年神田一橋に移転、1968年すずらん通りに移転 1971年以前は神保町2丁目北側
	内山書店（神保町1丁目南側）	1917	
	崇文荘書店（小川町3丁目南側）	1941	
社会科学	丸沼書店（三崎町2丁目）	不明	
自然科学	南洋堂書店（神保町1丁目南側）	1930	1964年以前は古書全般
	明倫館書店（神保町1丁目南側）	1941	
	村山書店（神保町1丁目南側）	不明	
美術・版画	一心堂書店（神保町1丁目南側）	1919	1971年以前は特価本御、神保町2丁目北側 2019年以前は古書全般
	山田書店（神保町1丁目北側）	1938	
	源喜堂書店（小川町3丁目南側）	1939	
	小宮山書店（神保町1丁目南側）	1939	
趣味・芸術 古書全般	高山本店（神保町2丁目南側）	1875	1981年から古書センター内 1964年以前は古書全般 2022年12月閉店 1964年以前は古書全般 本郷で創業、支店として1926開業、後に本店 1968年以前は神保町1丁目南側 1964年以前は思想・宗教
	悠久堂書店（神保町1丁目南側）	1915	
	古賀書店（神保町2丁目南側）	1910年代	
	矢口書店（神保町2丁目南側）	1918	
	飯島書店（神保町2丁目南側）	1923	
	原書房（神保町2丁目南側）	1932	
	大雲堂書店（神保町1丁目南側）	1893	
	英山堂書店（西神田2丁目）	1902	
	一誠堂書店（神保町1丁目南側）	1903	
	有文堂書店（三崎町2丁目）	1917	
日本古書通信社（小川町3北側）	1934		
巖南堂書店（神保町2丁目南側）	1940		
その他	八木書店（小川町3丁目北側）	1934	日本古書通信社として創業、現在出版・取次
計	店舗数 35 店	—	—

現資料：1964年は「神田古書店案内図」、1971年は「神田古書店案内図」、1981年と1998年は「神田古書店地図帖」（いずれも東京都古書籍商業協同組合）、2010年から2022年は「JIMBOCHO 古書店MAP」（神田古書店連盟）に基づいて作成。

出所：山崎万緋・渡辺達朗（2022），p.42より作成。

明治期創業が 10 店舗、創業年不明が 3 店舗ある。ただし、残念ながら 2022 年 12 月に 1 店舗（音楽系専門の古賀書店）、2023 年 2 月に 1 店舗（キリスト教系専門の友愛書房）が閉店している。

これら老舗 35 店舗の店主のうち、これまで言及してきた戦時下の組合および商報勤労奉仕隊等での活動記録が残されているのは、次の 12 人である。すなわち、大雲英二（大雲堂）、北沢弥三郎（北沢書店）、小宮山慶一（小宮山書店）、斎藤三郎（玉英堂書店か）、酒井宇吉（一誠堂書店）、佐藤毅（崇文荘書店）、諏訪久作（悠久堂書店）、高林末吉（東陽堂書店）、

表 6-2 戦前（1945 年以前）から 2022 年まで営業継続店の専門分野と創業年

店主（店名）（五十音順）	組合および商報勤労奉仕隊等での活動											
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
大雲英二（大雲堂）		○								○		
北沢弥三郎（北沢書店）	○			○	○	○			○			
小宮山慶一（小宮山書店）										○		
斎藤三郎（玉英堂書店か）						○				○		
酒井宇吉（一誠堂書店）	○			○	○							○
佐藤毅（崇文荘書店）								○				
諏訪久作（悠久堂書店）		○			○					○		
高林末吉（東陽堂書店）				○	○							
高山清太郎（高山本店）		○									○	
田中十蔵（誠心堂書店）						○						
八木敏夫（八木書店）			○		○		○	○	○			
山田三吉（山田書店）					○							

凡例

- A：1939 年、古書籍商組合から新刊本の組合の役員に 30 歳代の若手として派遣。
 - B：1942 年 5 月、商業組合理事会で支部組織準備会を組織し、支部準備会長、初代支部会長、副支部長に選出。
 - C：1942 年、全連中央専門委員会の営業統制部会中央専門委員として地方組合を巡回して幹部と懇談。
 - D：1942 年、全連中央専門委員会に第一支部から評議員として選出。
 - E：1942 年、第一支部関係の公定価格委員、公価解釈研究委員、公価対策委員に就任。
 - F：1942 年、第一支部関係の公定価格第一委員会委員、公定価格第三委員会委員に就任。
 - G：1943 年、組合主催「古本屋のあり方座談会」に第一支部から参加。
 - H：1943 年、貸本対策のための古書出廻促進運動研究委員会、古書出廻促進実行委員に就任。
 - I：1943 年、全連古書籍価格査定委員会委員に就任。
 - J：1942 年、第一支部の商報勤労報国隊として神田郵便局で勤労奉仕（電報配達係、通常収集係）
 - K：1943 年、東京古書商組と東京古書商報の共催で祈願錬成、富士登山に参加。
 - L：1945 年、空襲で東京図書倶楽部全焼後、仮事務所を提供。
- 出所：神田古書籍商史編纂会（1964）および東京都古書籍商業協同組合（1974）による。

高山清太郎（高山本店）、田中十藏（誠心堂書店）、八木敏夫（八木書店）、山田三吉（山田書店）である。それぞれの組合および商報勤勞奉仕隊等での活動を整理すると、表6-2のようになる。ただし、これらは代表例としての記録であり、12人以外の店主も何らかの活動に参加している可能性は十分あることに留意すべきである。

なお、戦時下の組合で理事長や理事等を歴任し中心的存在であり続けた田中慶太郎（東京文求堂、本郷二丁目）、三橋猛雄（明治堂書店、神田小川町三丁目）、松村龍一（松村書店、神田神保町一丁目）の3人の店舗については、残念ながらいずれもすでに閉店されている。

いずれにしても、少なくともこれら12人については、戦時下から現在まで、それぞれの次世代、次々世代を通じて、時間と空間を超えた社会的つながり、社会ネットワークが形成されているといえよう。こうした関係を古書店主であり、組合の市場の運営を担う役割（経営員）も長年務めるとともに、文筆家としても活躍した青木正美は、次のように表現している¹¹³。とりわけ、古書を扱う同業者が密度高く集積する神田エリアでは、時間と空間を超えた長編の群像劇が展開されているようで、興味が尽きない。

よくよく調べるとこの人達は出身地を通じ、古本市場を通じ、「本」を介し、いつかどこかで色々な縁でつながりまで持っているのだ。まるでそれは、わが業界の糧であり、これなくしては生活さえ成り立たないご本尊たる「書物」を中央に置き、それを囲む古本屋達からなる「曼荼羅」を見るようでさえある古本屋群像！

6. 結び

以上、本研究では、まず戦時統制が強化される過程における、商業報国運動と商業組合や統制組合との関係の変遷、あるいは配給統制から価格統制、小売業整備への展開について、古書店業界に限らない一般的なレベルで確認した。

そのうえで、第1の研究課題として、組合組織の変遷、および組合本部と市会・交換会との関係の変化について検討した。その結果、もともと有志の集まりであった神田書籍商同志会（1910（明治43）年結成）から、東京古書籍商組合の任意組織までは（1920（大正9）年～1931（昭和6）年）、主として親睦団体としての機能を果たしていたが、同業組合

¹¹³ 青木正美（2008），p.11。

法に基づく準則組合（1931（昭和6）年～1942（昭和17）年）へと改組することによって、同業者の利益を代表したり調整したりする組織へと転換した。準則組合の時代は、1939年の価格等統制令によって公定価格制が導入されたが、組合として公定価格に対して積極的に関与しようとはせず、市会の活動も基本的に自由に行われていた。

そうした消極的な姿勢が問題となったのが、1940（昭和15）年の暴利行為等取締令改正による価格表示規程の告示あたりからで、組合はその内容を組合員や市会に周知徹底させていなかったことから警視庁から厳しく注意を受けた。これをきっかけにして、組合は戦時統制への協力姿勢を明確にするための機構改革の検討をはじめた。その結果、商業組合法に基づく東京古書籍小売商業組合への改組（1942（昭和17）年）が実施され、公定価格の厳守や普及に組合が一役買わされたり、市会の交換会への名称変更と本部直営化、取引における公定価格厳守などと統制が強化されるとともに、組合の活動と商業報国運動の勤労奉仕（商報勤労報国隊）の活動との一体化が求められたりした。さらに、商工組合法に基づいて東京古書籍統制組合へと改組（1944（昭和19）年～1946（昭和21）年）されると、組合として価格統制への協力をより強く求められるようになった。ただし、この時期になると、応召、徴用、疎開などで、神保町にとどまる人たちが減少したことも関係してか、勤労奉仕等の活動の記録はほとんどなくなっている。

また、第2の研究課題として、戦時統制が強化されるにつれて、モノ不足や物価高騰への対策という観点から、重要課題の1つとなった公定価格制による価格統制について、古書店および組合組織がどのように向き合ったのかについて検討した。すでに何度か述べたように、古書は、生活必需品類とはもちろんのこと、新刊本とも異なって、それぞれの商品が質的に均一に規格化された量産品ではなく、同一タイトルであっても一品一品が質的に異なる一点ものであることから、配給統制や切符制といった間接的統制ではなく、いきなり公定価格制という直接的統制の方法がとられた。そうした価格統制が具体化したのが、上に述べたように1940年の「九・一八価格」（停止価格）の断行である。これ以降、商業組合への改組をはんさんで、組合の中心的なメンバーが公定価格の設定のための調査や査定などを目的とした各種の委員会を組織したり、公定価格制についての認識を広めるために地方の組合を行脚したりと、公定価格制の厳守や普及のために積極的に行動していることがわかった。

さらに、付随的な研究課題として、戦時統制下の神保町の古書業界において、どのような人々がどのような人間関係ないし社会ネットワークを織りなしながら活動していたのか、

あるいは戦時下における神保町周辺の街並みがどのように変化したのかについて検討した。

前者については、商業組合や統制組合の中心的な担い手たちが、組合の役員を持ち回りに担っている様子や、公定価格制にかかわるさまざまな委員会等を担当する一方で、商業報国運動の勤労奉仕等の活動にかかわっており、濃密な人間関係ないし社会ネットワークが存在したことが確認できた。後者については、空襲によって神保町交差点や小川町交差点に焼夷弾や爆弾が投下され、一帯が焼け野原となる一方で、神保町一丁目から二丁目にかけての靖国通り（電車通り）南側の細長い区画だけが、奇跡的に燃えなかったことについての証言は確認できた。ただし、その原因は当然ながら相変わらず不明のままである。

最後になるが、このように当時の組合および組合員が、戦争遂行のための統制や報国運動に積極的に協力することを余儀なくされたという事実は、あらためて考えさせられることが多いことを付言しておきたい。当然、そこには国家権力による直接、間接的な強制力が働いたのであろうし、時代の空気と同調圧力もあったのであろう。古書店の中には、思想的に国策に反する書籍を扱って摘発を受けたところも存在したことは、本文中でも触れたところである。これは古書店だからこそその直接的な思想統制、情報統制といえる。

こうした統制は、あるとき急に厳しくなるというよりも、真綿で首を締めようという程度の時間をかけて行われて、気がつくと取り返しがつかないところまできているのであろう。この点は現代を生きるわれわれが肝に銘じておくべきことである。この時期あえて戦時下の神保町古書店に注目することの現代的な意味として、いい換えれば石原（2022b）がいう「研究の社会性」に関わる視点として、平和であること、そしてそれを維持することの重要性についてあらためて考えさせられる。

【謝辞】

本稿は、文部科学省科学研究費助成事業（基盤研究 B）（一般）「商店街の多様性とコミュニティ対応力の評価：地域商店街活性化法の効果検証の観点から」（課題番号：20H01553、2020 年度～2023 年度）の成果の一部に基づいている。

また、専修大学商学研究所 研究プロジェクト「地域情報のデジタルアーカイブ化と地域活性化：神田神保町を事例にした効果的な収集・共有・発信の方法の検討」（2019 年度～2021 年度）の成果の一部を含んでいる。

科学研究費助成および研究プロジェクト研究費をいただいたこと、および両プロジェクト

のメンバー、関係者の皆様に対して、あらためてお礼申し上げます。

【参考文献】

- 青木正美（1993）『古本屋奇人伝』東京堂出版。
- 青木正美（2008）『古本屋群雄伝』筑摩書房（ちくま文庫）。
- 石原武政（2022a）『戦時統制下の小売業と国民生活』碩学舎。
- 石原武政（2022b）「歴史研究の社会性 ―なぜ自らを歴史家と言わないのか―」『マーケティング史研究』1巻1号、pp.36-41。
- 鹿島 茂（2017）『神田神保町書肆街考―世界遺産的“本の街”の誕生から現在まで―』筑摩書房、全562。
- 神田區（神田評論社編）（1927）『神田區史』神田評論社。
- 神田古書籍商史編纂会（代表者 平尾幸豊）（1964）『稿本 神田古書籍商史 昭和17年～39年』東京都古書籍商業協同組合第一支部。
- 神田古書籍商史編纂委員会（代表者 八木壮一）（1979）『稿本 神田古書籍商史 続編 昭和39年～54年』東京都古書籍商業協同組合第一支部。
- 神田書籍商同志会（和田清 編纂）（1937）『神田書籍商同志会史』神田古書籍商同志会。
- 公開経営指導協会（1979）『日本小売業運動史 第二巻 戦時編』社団法人公開経営指導協会。
- 椎名悦三郎（1941）『戦時経済と物資調整』東亜政経社。
- 反町茂雄編（1987）『紙魚の昔ばなし 昭和篇』八木書店、全660頁。
- 反町茂雄編（1990）『紙魚の昔ばなし 明治・大正篇』八木書店、全634頁。
- 東京都古書籍商業協同組合（1974）『東京古書組合五十年史』東京都古書籍商業協同組合。
- 東京都古書籍商業協同組合（2021）『東京古書組合百年史』東京都古書籍商業協同組合。
- 通商産業省編（1963）『商工政策史 第12巻 中小企業』商工政策史刊行会。
- 通商産業省編（1964）『商工政策史 第11巻 産業統制』商工政策史刊行会。
- 通商産業省編（1980）『商工政策史 第7巻 内国商業』商工政策史刊行会。
- 風呂 勉（2009）『第二次大戦日米英流通史序説』晃洋書房。
- 風呂 勉 編（1992）『昭和戦時小売流通史年表』研究資料 No.124、神戸商科大学経済研究所。
- 山崎万緋・渡辺達朗（2021）「神田神保町「書肆街」の商業集積としての形成・展開・変容

ー専門店街の変化の動態に注目してー」『専修大学商学研究所報』第52巻第3号、全46頁。

山崎万緋・渡辺達朗（2022）「神田神保町「書肆街」の形成・展開に関する一考察ー専門店街としての持続可能性の視点からー」『専修大学商学研究所報』第53巻第7号、全57頁。

山崎万緋・渡辺達朗（2023）「神田エリアにおける『まちの担い手』たちの社会ネットワークに関する考察ーライフヒストリーのアーカイブ化とテキスト分析ー」渡辺達朗編『地域情報デジタルアーカイブとまちづくり』白桃書房、第4章所収、3月刊行予定

渡辺達朗（2023a）「書評：石原武政『戦時統制下の小売業と国民生活』有斐閣、2022年」『マーケティング史研究（マーケティング史学会）』第2巻第1号、3月刊行予定

渡辺達朗（2023b）「書評：石原武政『戦時統制下の小売業と国民生活』有斐閣、2022年」『マーケティングジャーナル（日本マーケティング学会）』第42巻第4号、3月刊行予定。

脇村義太郎（1979）『東西書肆街考』岩波新書。